

2025 年度版

うるま市



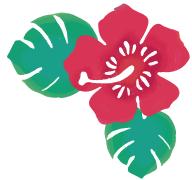
障がい福祉 ガイドブック



この冊子の内容は、令和7年3月現在の内容を掲載して
おりますので詳しくは、お問い合わせください。

相談	5
手帳	9
医療	11
手当・年金等	15
障害者総合支援法による総合的な支援	18
児童福祉法に基づく障害児支援	24
補装具・日常生活用具等	27
その他の支援	30
自動車・交通・移動等	32
教育	36
就労支援・相談	37
税・使用料の減免等	38
その他	41
関係機関・施設等一覧表	44





ガイドブックをご覧になる前に

この「障がい福祉ガイドブック」は、障害のある方が該当されるであろうと思われる諸制度の内容を大まかに示したものです。障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくりを目指していくために、多くの皆様に手に取っていただき、少しでも皆様の社会参加の機会拡大、またご家族のお役に立てて頂ければ幸いです。紙面の都合上、最小限の内容で記載しておりますので、詳しい内容につきましては、各担当窓口にお問い合わせください。



〈障害の表記について〉

障害のある人の思いを大切にし、心のバリアフリーを推進する観点から、本ガイドブックでは、基本的に人を表す場合は、「障がい者」、「障がい児」と表記し、国の法令等に基づく制度や施設名、または法人、団体名等の固有名詞については「障害」と表記します。



INDEX

相談

①相談支援事業所／②うるま市障がい者等基幹相談支援センター	1
③障害を理由とした差別に関する相談	5
④障がい者への虐待に関する相談	
⑤障がい者福祉団体、親の会など	
⑥うるま市地域活動支援センター	6
⑦うるま市社会福祉協議会	
⑧うるま市民生委員児童委員	
⑨生活困窮者自立支援相談	
⑩生活保護相談	
⑪うるま市地域包括支援センター	7
⑫成年後見制度に関する相談	
⑬成年後見制度利用支援事業	
⑭難病等に関する相談／⑮沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	8

手帳

①身体障害者手帳(身体障がい児・者)	
②療育手帳(知的障がい児・者)	9
③精神障害者保健福祉手帳(精神障がい児・者)	
	10

医療

①自立支援医療(育成医療)	
②自立支援医療(更生医療)	11
③自立支援医療(精神通院医療)	
④重度心身障害者(児)医療費助成	
⑤後期高齢者医療制度(後期高齢者医療保険)／⑥特定医療費(指定難病)公費負担制度／⑦小児慢性特定疾病医療助成制度／⑧障がい者・児の歯科治療について	12
⑨在宅訪問歯科診療／⑩母子及び父子家庭等医療費助成事業	13
	14

手当・年金等

①特別障害者手当／②障害児福祉手当	15
③特別児童扶養手当／④児童扶養手当／⑤障害基礎年金	
	16
⑥特別障害給付金／⑦心身障害者扶養共済制度	
	17

障害者総合支援法による総合的な支援

①障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	19
②地域相談支援／③計画相談支援／④高額障害福祉サービス等給付費等	
⑤地域生活支援事業等	21

児童福祉法に基づく障害児支援

①障害児通所支援／②障害児相談支援／③障害児入所支援／④高額障害福祉サービス等	25
---	----

②こども発達支援センターあすいろ	26
------------------	----

補装具・日常生活用具等

①補装具費支給制度	27
②日常生活用具給付事業	
③小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	28
④軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業／⑤加齢性難聴者補聴器購入費助成事業	29

その他の支援

①手話通訳者の派遣／②手話通訳者設置事業／③要約筆記者の派遣	
④緊急通報システム／⑤重度身体障がい者および高齢者福祉電話設置	30
⑥うるま市避難行動要支援者避難支援事業／⑦福祉機器リサイクル事業	
⑧救急医療情報キット配布事業	
⑨市営住宅入居抽選の優遇について	31

自動車・交通・移動等

①自動車運転免許取得に対する助成	
②自動車改造に対する助成	
③移動支援事業	32
④生活福祉資金(障がい者用自動車購入に必要な経費)の貸付	
⑤運賃の割引	33
⑥那覇空港駐車場料金の割引	
⑦有料道路通行料金の割引	
⑧駐車禁止除外指定車	34
⑨沖縄県ちゅらパーキング利用証制度	35

教育

①就学相談・教育支援委員会	
②教育相談【ふたば】／③適応指導教室【さわやか学級】【いしかわルーム】	
④つなぎ支援コーディネーター	
⑤特別支援学校一覧	36

就労支援・相談

①沖縄公共職業安定所(ハローワーク沖縄)／②中部地区障害者就業・生活支援センター花灯／③就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 就労定着支援 就労選択支援	37
---	----

税・使用料の減免等

①所得税および市民税・県民税の障がい者控除／②市民税・県民税の障がい者非課税／③相続税等の障がい者控除／④個人事業税／⑤NTT電話番号案内料の免除	38
⑥NHK放送受信料の免除	
⑦自動車税(種別割・環境性能割)《障害者手帳等減免》	39
⑧自動車税(種別割・環境性能割)《構造減免》	
⑨軽自動車税(軽自動車・原付・軽二輪・小型二輪)の減免	40

その他

①郵便等による不在者投票	
②選挙の際の代理投票・点字投票	
③聴覚・言語障がい者用110番アプリ	
④聴覚・言語障がい者用NET118	
⑤聴覚・言語障がい者用メール119	
⑥聴覚・言語障がい者用NET119	41
⑦電話リレーサービス(日本財団電話リレーサービス)／⑧点字・声の広報等発行事業／⑨図書館利用サービス	
⑩障がい者等のマル優(少額預金等の利子非課税)	42
⑪医療的ケアの必要なお子さんが利用することのできるサポートや制度について	
	43

関係機関・施設等一覧表

①うるま市事業所・施設一覧等	44
----------------	----

障害に関するマーク

障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のシンボルマークです。

- 問 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL.03-5273-0601
FAX.03-5273-1523

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

- 問 警察庁 TEL.03-3581-0141代

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

- 問 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL.03-5253-1111代
FAX.03-3503-1237

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

- 問 警察庁 TEL.03-3581-0141代

耳マーク



聞こえが不自由であること、及び耳が不自由な方への配慮を示すマークです。

- 問 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL.03-3225-5600
FAX.03-3354-0046

ハート・プラスマーク



外見からは分からにくい「身体内部に障害がある人」を表しています。

- 問 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
TEL.080-4824-9928

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。

- 問 東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当
TEL.03-5320-4147

オストメイト用設備／オストメイト



オストメイト用の設備があること、または人工肛門、人工膀胱がある方を示すマークです。

- 問 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団
TEL.03-5844-6291
FAX.03-5844-6294

障害者雇用支援マーク※



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

- 問 公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター
TEL.052-218-2154
FAX.052-218-2155

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合推奨マーク)



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

- 問 岐阜市福祉事務所障がい福祉課
TEL.058-214-2138
FAX.058-265-7613

内閣府のホームページを参照しています。(※を除く。)

障害への理解を深め、みんなが暮らしやすいうるま市を目指して

障害者差別解消法

「障害を理由とした差別」をなくす法律です



障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

障害を理由とした差別には、

障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないことです。



こんなことで困ったことはありませんか？

※相談窓口についてはP5をご覧ください。

- レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかつた。
- 災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかつた。
- スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。



『沖縄県「条例パンフレット」』より引用

沖縄県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(共生社会条例)において、障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会(インクルーシブ社会)の実現を目指しています。

条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。

共生社会条例

検索

まずは各市町村の担当窓口にご相談ください

障がい者虐待

気づいて!防ごう!

障がい者が安心して
暮らせるうるま市へ



障害者虐待防止法 ってどんな法律?

障がい者の当たり前の生活を守る法律です

障害者虐待防止法は、正式名称を「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者が安心して生活し、社会参加できるように、私たち一人一人が虐待の防止に取り組みをしましょう。

① 身体的虐待

例え
ば

- 殴る、蹴る、やけどをさせる
 - 身体を縛り、行動を制限する、羽交い締めにする
 - 過剰投薬など
- サイン
- ・体にアザや傷、やけどの跡がある
 - ・手を上げると身をかばうような動作をする
 - ・おびえた表情をする、急に泣き出す



② 性的虐待

例え
ば

- 性的行為を強要する、性的暴力、胸や性器を触る
 - わいせつな言葉を言う、キスをする、裸にする
 - 性器や性行為を見せる、ポルノ雑誌や映像を見せる
- *同性同士も含みます

サイン

- 肛門や性器から出血が見られる
- 性器の痛みやかゆみを訴える
- 歩き方が不自然になる、ずっと座っていられない
- 周囲の人の身体を触るようになる



③ 心理的虐待

例え
ば

- ののしる、怒鳴る
- こども扱いする
- 無視する

サイン

- わめく、泣くなどパニック症状を起こす
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- 表情が無くなる、無力感、なげやりになる
- 過食や拒食が見られる



④ 放棄・放任(ネグレクト)

例え
ば

- 必要なサービスや医療を受けさせない
 - 十分な食事を与えない
 - いつも同じ服を着ている、入浴をさせない
 - 部屋にゴミが散らかっている
- サイン
- ・病気やけがをしても病院に連れて行かない
 - ・極端な体重の減少がみられる、空腹を訴える
 - ・身体から異臭がする
 - ・髪や爪が汚れている



⑤ 経済的虐待

例え
ば

- 年金や賃金が本人のために使われていない。これらのお金がどのように管理されているか本人が知らない
- 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 本人の同意なしに資産や預貯金を処分・運用する
- 雇用主が工賃・給料を支払わない

サイン

- 預金通帳や年金を家族・他人が管理し、借金返済や遊興費などに使っているように思える
- ・工賃・給料や年金などでお金があるにも関わらず、サービスの利用料や光熱費などの支払いが滞っている
- ・空腹の訴えが多く、食事を摂っていないように見える



国民の誰もが通報の義務があります。

うるま市障がい者虐待防止センター(障がい福祉課内)

平日(8:30-17:15)

☎979-8781

詳しくはP6をご覧ください。

夜間(17:15-翌朝8:30)、休日

☎080-8362-0179



相談

相談窓口は、その相談内容により異なりますので、該当する窓口を選ぶ必要がありますが、不明な場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。

1. 相談支援事業所 (令和7年4月1日現在委託先) 全

障害のある方やそのご家族、関係機関の方々からの相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。ご本人の希望を大切にし、より自分らしく生活できるようお手伝いします。(生活に関する相談や情報提供、福祉サービスについての相談など。)

※相談は無料です。相談内容は固く守られます。

(秘密厳守)

対 象

うるま市にお住まいの障害のある方(児童含む)、ご家族、関係機関の方々など。(身体・知的・精神・難病・発達障害・高次脳機能障害など手帳の有無は問わず相談できます。)

相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始、慰靈の日を除く)

うるま市地域生活支援センターあいあい

うるま市安慶名一丁目8番1号(うるみん2F)
☎979-0555

相談支援センター ハルモニア

うるま市字仲嶺530番地34 仲嶺ハイツB-13
☎090-1943-9579

指定相談支援事業所 なごみ

うるま市栄野比939番地
☎972-6029

相談支援センター 石川学院

うるま市石川東山本町2丁目12番15号
☎090-6869-5286

相談支援事業所 サマンの木

うるま市字前原411番地4
☎080-6488-9909

2. うるま市障がい者等基幹相談支援センター 全

うるま市みどり町一丁目1番1号(障がい福祉課内)
☎923-7102 FAX973-5103

対 象

市内在住の方

内 容

地域の中核的な相談支援機関として研修会や支援会議の開催、委託相談支援事業所や関係機関と連携して、障害のある方やご家族がスムーズに相談できる体制づくり、自立支援協議会の運営を通して障害の有無に関係なく誰もが住みやすいまちを目指します。

相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始、慰靈の日を除く)

3. 障害を理由とした差別に関する相談 全

障がい福祉課 障がい相談係 ☎979-8781

対 象

うるま市内在住の方。身体・知的・精神障害(発達障害含む)、その他心身の機能の障害のある者であって、障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に継続的に相当な制限を受ける方。

難病患者

障がい児

その他

その他以外の全て

全て

手帳

このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

4. 障がい者への虐待に関する相談

全

うるま市障がい者虐待防止センター(障がい福祉課内)
 平日(8:30-17:15) ☎979-8781
 夜間(17:15-翌朝8:30)、休日 ☎080-8362-0179

対象

身体・知的・精神障害(発達障害含む)、その他心身の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける以下の方。

- ① 市内在住の方
- ② うるま市で障害福祉サービス等の支給決定を受け、障害福祉サービス等事業所を利用している方。

内容

自身が虐待を受けている場合、また、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した場合、速やかに通報してください。匿名でも受け付けます。

相談時間

24時間365日

5. 障がい者福祉団体、親の会など

全

うるま市身体障がい者協会
 ☎987-7790 FAX987-7802

うるま市手をつなぐ育成会
 ※問い合わせは障がい福祉課まで

うるま市心の健康を守る結の会
 ☎973-3213 FAX電話番号と同じ

具志川断酒会
 ☎090-8290-1006 (仲田方)

多様性を応援する親の会ふろしき
 •えんじえる みどり町児童センター
 ☎972-6200 (第2水曜日)
 •さくらんぼ いしかわ児童館
 ☎964-6051 (第3火曜日)
 •クローバー 屋慶名児童館
 ☎978-6082 (第3金曜日)

個性豊かな子をもつ親の会ひだまり
 •ひだまり なかきす児童センター
 ☎974-1309 (第2金曜日)

障害のある方や、そのご家族の悩みや困ったことを受けとめ、同じ障害のある方のさまざまな悩みを共感できる場を設けることで、地域における障がい者等の生活をサポートします。
 (土日祝日、年末年始、慰靈の日を除く)

6. うるま市地域活動支援センター

全

障がい福祉課 障がい相談係 ☎979-8781

地域活動支援センターは、障害のある方が地域の中で自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう創作的活動などを通じて社会との交流促進を図る場です。

I型

地域生活支援センター

あいあい

住 所: うるま市安慶名一丁目8番1号
 (うるみん2F)

☎979-0555



I型

地域活動支援センター

みほそ

住 所: うるま市石川二丁目2番1号

☎989-8146



III型

地域活動支援センター

ゆい

住 所: うるま市字喜屋武252-1

☎973-3213



III型

うるま市障がい者支援センター

あやはし苑

住 所: うるま市与那城照間702番地

☎978-1280



7. うるま市社会福祉協議会

うるま市安慶名一丁目8番1号（うるみん2F）
☎973-5459

対 象

市内在住の方

主な相談支援活動

- ・コミュニティソーシャルワーカー (CSW)
個別相談、訪問活動等
- ・生活福祉資金貸付事業
総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、緊急小口資金等
- ・うるま市権利擁護センター事業
福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類等預かり等

8. うるま市民生委員児童委員

全

うるま市民生委員児童委員協議会
(うるま市社会福祉協議会内) ☎973-5459

対 象

市内在住の方

内 容

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内の児童・障がい者・高齢者等の諸問題についての相談を受け、関係機関へつなぐ等の支援を行っています。

9. 生活困窮者自立支援相談

全

うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
(うるま市役所東棟2F) ☎989-3972

対 象

市内在住の方

内 容

失業等により経済的な問題で生活に困っている、働くことに不安を抱えている、住居を失うおそれがある（または喪失した）、生活や就職の問題を抱えている等の理由で生活困窮に陥っている方々に、就労による自立に向けた相談を行っています。

相談窓口では専門の相談員が寄り添いながら、就労相談や他機関との連携による各種制度の活用に向けた支援を行います。

10. 生活保護相談

全

保護課 ☎979-6552

対 象

市内在住の方

内 容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

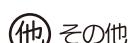
11. うるま市地域包括支援センター

全

介護長寿課 ☎973-5112

高齢者と家族のための総合相談窓口です。

名称	連絡先	担当行政区
うるま市地域包括支援センターいしかわ	☎965-6121 FAX964-1166	曙・南栄・城北・中央・松島・宮前・東山・旭・港・伊波・嘉手苅・山城
うるま市地域包括支援センター具志川北	☎972-3595 FAX972-3522	天願・昆布・栄野比・川崎・みどり町1~2・みどり町3~4・みどり町5~6・石川前原・東恩納・美原
うるま市地域包括支援センター具志川ひがし	☎974-4001 FAX974-8008	具志川・田場・赤野・宇堅・上江洲・大田・川田
うるま市地域包括支援センター具志川にし	☎989-3788 FAX989-0933	安慶名・平良川・西原・上平良川・兼箇段・米原・喜仲
うるま市地域包括支援センター具志川みなみ	☎979-5698 FAX979-5864	赤道・江洲・宮里・塩屋・豊原・高江洲・前原・志林川・新赤道
うるま市地域包括支援センターかつれん	☎978-1551 FAX978-3553	南風原・平安名・内間・平敷屋・津堅・与那城西原
うるま市地域包括支援センターよなしろ	☎923-5117 FAX923-5118	浜・比嘉・照間・与那城・饒辺・屋慶名・平安座・桃原・上原・宮城・池味・伊計



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

12. 成年後見制度に関する相談

全

65歳未満の窓口：相談支援事業所 P5参照

65歳以上の窓口：地域包括支援センターP7参照

対 象

認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断能力が乏しいため、自己の財産を管理し、または処分するには援助が必要であると認められた方やその関係者

内 容

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行う時に、判断がむづかしく不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。成年後見の制度の説明や手続き方法等についてご相談ができます。

13. 成年後見制度利用支援事業

65歳未満の窓口：福祉政策課 ☎989-0203

65歳以上の窓口：介護長寿課 地域支援係

☎973-5112

対 象

- 当市の障害者総合支援法による給付を受けている者又は介護保険の被保険者
- 生活保護受給者、又はこれに準ずる者など

内 容

成年後見制度の利用に当たり、費用を負担することが困難である者に対し、審判の申し立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

① 申し立て費用

- 審判請求に係る収入印紙代
- 登記印紙代
- 郵便切手代
- 各種証明

② 成年後見人等の報酬助成

【報酬付与の審判の結果、

家庭裁判所が決定した額】

在宅者 月額28,000円
施設入所者 月額18,000円

14. 難病等に関する相談

難

沖縄県中部保健所 地域保健班

沖縄市美原一丁目6番28号

☎938-9883

主な相談支援活動

- 難病患者等の医療相談及び指導に関するこ
- 小児慢性特定疾病及び特定患者の医療費助成事務に関するこ
- 原爆被爆者に対する保健相談及び指導並びに医療特別手当等に関するこ

相談時間

平日 午前10時～午後5時

15. 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

那覇市首里石嶺町四丁目373番1号

☎882-5704

対 象

障害福祉サービス利用者とそのご家族

内 容

福祉サービスの利用者と提供事業者間で解決が困難な苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関として、沖縄県社会福祉協議会に設置されています。また、福祉サービス提供事業所段階で適切に苦情が解決できるよう、研修会の開催や助言などの支援を行っています。



手帳

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。
療育手帳は、知的障害のある方が、一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するためには必要な手帳です。
精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害があり、長期にわたり日常生活または社会生活上で制限を受けている方が、各種の福祉サービスの提供を受けるときに必要な手帳です。

1. 身体障害者手帳(身体障がい児・者)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害がある方。

内容

身体に障害のある方が、様々なサービスを利用するためには必要で、障害の程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障害程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

手帳新規交付申請の手続き

必要なもの

- ① 指定医師による診断書（3か月以内有効）
(※指定医師については沖縄県ホームページか、うるま市障がい福祉課給付係にお問い合わせください。)
 - ② 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm、帽子・マスク不可、1年以内に撮影したもの）
 - ③ マイナンバーカード（お持ちの方）
 - ④ 本人確認できるもの
- ※ 代理申請の場合委任状が必要になることがあります。その場合は委任状と代理人の本人確認できるもの。

手帳交付後の手続き

次のような場合は障がい福祉課へ届け出してください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- ・紛失、破損、写真や等級の変更、障害名追加、再認定等
- ・手帳記載情報の変更(氏名・住所・保護者情報)
- ・障害者手帳非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

2. 療育手帳(知的障がい児・者)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

 難病患者

 障がい児

 その他

 その他以外の全て

 全て

 手帳

このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。



手帳

対象

療育手帳は、児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方に交付されます。

内容

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所が知的障害の判定を行うことにより、様々なサービスを受けやすくなることを目的としたものです。

手帳新規交付申請・県外からの転入の手続き

必要なもの

- ① 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm、帽子・マスク不可、1年以内に撮影したもの)
 - ②マイナンバーカード(お持ちの方)
 - ③ 療育手帳(県外からの転入の方)
 - ④ 本人確認できるもの
 - ⑤ 母子手帳(お持ちの方)
 - ⑥ 生育歴(窓口にてご用意しています)
- ※ 代理申請の場合委任状が必要になります。その場合は委任状と代理人の本人確認できるもの。
- ※ 交付申請後に児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受けます。

手帳交付後の手続き

次のような場合は障がい福祉課へ届け出してください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- ・紛失、破損、写真変更等
- ・手帳記載情報の変更(氏名・住所・保護者情報)
- ・療育手帳非該当、再交付、手帳不要、手帳所持者死亡等

再判定

療育手帳は定期的に判定を受ける必要があります。手帳に記載されている次の判定年月をご確認ください。判定期限の1~2か月前に直接、下記判定機関に予約を入れ、再判定を受けてください。

判定機関・再判定機関

18歳未満：コザ児童相談所
住所 沖縄市知花6-34-6
☎937-0859

18歳以上：沖縄県知的障害者更生相談所
住所 那覇市首里石嶺町4-385-1
☎886-2115
※中部地区にて巡回相談あり。

3. 精神障害者保健福祉手帳(精神障がい児・者)

(精)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対象

手帳

精神障害のために日常生活または社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障害と診断された日から6ヶ月以上経過しており、かつその症状等が持続しているか、または精神障害を受給事由とする年金を受給していることが必要です。

内容

一定の精神障害の状態にある方がさまざまなサービスを利用するため必要な手帳です。

手帳交付の手続

申請に必要な書類を持参して障がい福祉課に申請し、申請後、沖縄県の審査を経て、約2~3ヶ月後に手帳が交付されます。

▶ 障害年金証書等による申請（精神障害を受給事由とする年金を受給している方）

必要なもの

- ① 「障害年金証書」または「特別障害者給付資格者証」の写し
- ② 年金振込通知書(はがき) または年金額確定通知書
- ③ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
※ 申請日から1年以内に撮影したもの
- ④ マイナンバーカードまたは通知カード
- ⑤ 本人確認書類

▶ 診断書による申請（初診日より6ヶ月以上経過後可能）

必要なもの

- ① 診断書（様式は医療機関にご確認ください。有効期間は発行から3ヶ月です）
- ② 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm・無帽・上半身正面・サングラス不可)
※ 申請日から1年以内に撮影したもの
- ③ マイナンバーカードまたは通知カード
- ④ 本人確認書類

手帳交付後の手続

次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。手続きに必要なものが異なりますので、事前にご連絡ください。

- ・再交付（紛失、破損、汚れ等）
- ・住所(施設入所)、氏名等変更等
- ・等級非該当、手帳不要、手帳所持者死亡等

更新の手続

手帳の有効期限は申請した日から2年間です。更新手続きは期限の3ヶ月前から可能です。現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳も忘れずにお持ちください。



医療

年齢や疾病の種類等により医療援護の制度が異なりますが、医療機関等で保険による診療を受けた場合の医療費が給付または助成される次の制度があります。

1.自立支援医療(育成医療)



障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対象

保護者がうるま市に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障害のある方、または、現存する疾患が、当該障害または疾患に係る医療を行わないときは、将来において障害を残すと認められる方。

ただし、所得が一定以上ある世帯の方は、ご利用いただけない場合があります。

内容

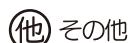
次の障害または疾患のある18歳未満の児童に対し、手術等によって障害の改善が見込まれる場合に医療費の給付が受けられます。

なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。

- ① 肢体不自由
- ② 視覚障害
- ③ 聴覚、平衡機能障害
- ④ 音声言語、そしゃく機能障害
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸
または肝臓機能障害
- ⑥ ⑤を除く先天性の内臓機能障害
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

必要なもの

- ① 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
 - ② 特定疾病療養受療証(人工透析療法の場合)
 - ③ 受診者等の加入医療保険が確認できるもの(マイナ保険証、保険者から交付される「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」)
 - ④ 課税証明書・所得証明書(うるま市で確認のとれる方、マイナンバーによる照会が可能な方は必要ありません。所得によっては対象外となることもあります)
 - ⑤ 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、年金証書等の写し等)
 - ⑥ マイナンバーカード
 - ⑦ 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)
- ※ 事前申請が原則ですが、緊急の手術を行った場合に限り事前に病院から電話連絡があった場合は事後申請を認めています。



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。



2.自立支援医療(更生医療)



障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対象

18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方で更生のために医療が必要な方。

ただし、所得が一定以上ある方は、ご利用いただけない場合があります。

内容

障害程度を軽減したり、機能回復することができるような医療(手術等)の給付が受けられます。

なお、原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。

医療範囲

医療の範囲(例)

- ① 視覚障害…水晶体摘出手術、網膜剥離手術等
- ② 聴覚障害…穿孔閉鎖術等
- ③ 言語障害…口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等
- ④ 肢体不自由…人工関節置換術、切断端形成術等
- ⑤ 内部障害…人工透析、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)(じん臓機能障害)、ペースメーカー埋込み術、心臓移植後の抗免疫療法(心臓機能障害)、中心静脈栄養法(小腸機能障害)、肝臓移植後の抗免疫療法(肝臓機能障害)、抗HIV療法(HIVによる免疫機能障害)等

必要なもの

- ① 医師の意見書(指定自立支援医療機関)
 - ② 特定疾病療養受療証(人工透析療法の場合)
 - ③ 身体障害者手帳
 - ④ 受診者等の加入医療保険が確認できるもの(マイナ保険証、保険者から交付される「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」)
 - ⑤ 課税証明書・所得証明書(うるま市で確認のとれる方、マイナンバーによる照会が可能な方は必要ありません。所得によっては対象外となることもあります)
 - ⑥ 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、年金証書等の写し等)
 - ⑦ マイナンバーカード
 - ⑧ 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)
- ※ 更生医療は、身体障害者手帳をもっていることが



医療

適用の条件になりますので、まだ身体障害者手帳の交付を受けていない方は、早めに手帳交付の手続きをしてください。

3.自立支援医療(精神通院医療)

(精)(他)

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対象

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方



医療

内容

指定の医療機関等で医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。所得等に応じて自己負担上限が決められていますが、沖縄県では精神通院医療費特別公費負担制度(復帰特別設置法)の適用により公費負担となっています。ただし、訪問看護事業所の訪問看護については、特別公費負担制度の対象にならないため、所得等に応じて自己負担があります。

必要なもの

- ① 自立支援医療診断書(精神通院医療用。診断書の提出は2年に1回。有効期間は発効から3か月。)
- ② 健康保険証加入医療保険が確認できるもの(マイナ保険証、保険者から交付される「資格確認証」または「資格情報のお知らせ」)
- ③ 所得課税証明書(うるま市で確認できる方、マイナンバーによる照会が可能な方は必要ありません。)
- ④ 収入が確認できるもの(非課税世帯のみ、障害年金、遺族年金、手当等の受給がある方は、振り込まれる通帳の写し等)
- ⑤ マイナンバーカード
- ⑥ 生活保護証明書(生活保護受給者のみ)
※ 次のような場合は障がい福祉課へ届け出てください。
手続きに必要なものが異なりますので事前にご連絡ください。
 - ・紛失、破損、汚損等
 - ・住所、氏名、健康保険証、医療機関等の変更等

※ 医療機関等(病院・薬局・訪問看護・デイケア等)の変更は、県の承認を受けた日(承認日)以後に変更後の医療機関等で公費が適応されますので、医療機関変更がある場合は、1ヶ月程度余裕をもって変更届を提出してください。承認を受けていない医療機関等で医療を受けた場合は自己負担が発生しますので注意してください。

4.重度心身障害者(児)

(身)(知)(児)

医療費助成

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対象

市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方、または住所地特例対象施設に入所している方で、健康保険に加入されている次のいずれかに該当する方です。

- ① 身体障害者手帳を所持し、障害の程度が1級または2級の方。
- ② 療育手帳を所持し、障害の程度がA1またはA2の方。
※ 本人およびその配偶者もしくは扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は該当しません。
- ※ 未申告の方は申告が必要です。
- ※ 医療費助成の開始日は、身体障害者手帳の交付日、療育手帳の判定日またはうるま市に転入した日から対象となります。
(事由発生から14日を経過して申請した場合は申請日から対象となります。)
- ※ 生活保護、施設利用等で公費負担医療(10割)を受けている方および他市町村国民健康保険住所地特例適用の方は対象となりません。

内容

- ① 健康保険適用後の一一部負担額(外来、入院、薬局、歯科全て対象です。)や、入院時食事療養費の標準負担額の2分の1を助成します。ただし、高額療養費や附加給付金等は差し引いて助成します。
 - ② 健康保険の適用となる訪問看護療養費、治療用装具等も助成の対象になります。
 - ③ 健康保険が適用されない往診の車賃、薬などの容器代や入院したときの差額ベット料および歯科の特殊な治療などの費用は助成の対象なりません。
 - ④ 公費による医療(更生病療や難病医療費助成等)が適用された場合の自己負担が生じた部分については、助成の対象となります。
 - ⑤ 領収書の申請期間は、診療のあった翌月から1年以内です。支払日からではありません。
- ▶ 次の場合は、手続きが必要です。
- ① 住所、氏名、加入健康保険が変わったとき
 - ② 振込先口座を変更するとき
 - ③ 受給者証を紛失、または破損したとき
 - ④ 障がいの程度が変わり、新たに手帳が交付されたとき
 - ⑤ 転出や死亡したとき
 - ⑥ 生活保護など他の公的医療費助成を受けることになったとき

必要なもの

受給者証の交付申請のとき

- ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・通帳
- ・加入医療保険が確認できるもの(マイナ保険証、保険者から交付される「資格確認証」または「資格情報のお知らせ」)

- ・所得課税証明書(うるま市で確認のできる方、マイナンバーによる照会が可能な方は必要ありません。)
- 医療費助成(償還払い)の申請のとき**

- ・領収書(診療のあった翌月から1年以内のもの)
- ・受給者証・身体障害者手帳、療育手帳
- ・加入医療保険が確認できるもの(マイナ保険証、保険者から交付される「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」)

※県内の「自動償還払い」を実施している医療機関については、受診する際に、窓口で加入医療保険が確認できるものと重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者証を提示し、支払いを済ませた場合は、障がい福祉課窓口でのお手続きは不要です。

5.後期高齢者医療制度 (後期高齢者医療保険)

全

国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177

対象

65歳以上75歳未満で、一定の障害の状態にあることにより、沖縄県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

内容

65歳以上75歳未満で、一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することで、世帯の収入によっては、医療費の負担割合が1割負担となる場合や、保険料が安くなることがあります。

※障害認定により、すでに後期高齢者医療制度に加入されている方で、障害者手帳に有効期限のある方については、障害者手帳を更新した際は、届出が必要です。

6.特定医療費(指定難病)公費負担制度

難

沖縄県中部保健所 地域保健班 ☎938-9883

対象

- (1)沖縄県に住所を有する者
- (2)指定難病にかかっていると認められる者で、次の①か②のいずれかに該当する者。
 - ①その症状の程度が国の定めた程度の者。
 - ②上記①に該当せず、申請月を含む直近12月以内に、指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月が3か月以上ある者。

内容

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾病

〔難〕 難病患者

〔児〕 障がい児

〔他〕 その他

〔○〕 その他以外の全て

〔全〕 全て

〔手帳〕

このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

のうち、国が定めた指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

7.小児慢性特定疾病医療助成制度

沖縄県中部保健所 地域保健班 ☎938-9883

対象

- (1)医療費支給対象者が満18歳未満であること
(継続認定者は20歳の誕生日の前日まで)
- (2)沖縄県内(那覇市除く)に住所を有すること
- (3)厚生労働大臣が定める対象疾病の認定基準を満たすもの

内容

児童の慢性的な疾病のうち、厚生労働大臣が指定した特定の疾病(16疾患群788疾病)について、その治療に要した医療費の一部または全額を公費で負担する制度です。

※公費負担の対象となるのは、指定医療機関として都道府県等が指定した指定医療機関での治療に限られ、所得に応じた自己負担が生じます。

8.障がい者・児の歯科治療について

身 知 精 児

沖縄県口腔保健医療センター ☎888-0648

対象

障害があるため日常の歯の健康管理が難しい、または意思表示が十分でないため一般の歯科医院での治療が困難な障がい児、障がい者の方。

内容

通常の歯科治療はもちろん、全身麻酔や鎮静薬を用いた治療の対応、個室での治療など患者様の症状や状況などに合わせた治療を行っております。

※治療内容や費用負担等の詳しいお問い合わせは沖縄県口腔保健医療センターまで直接ご連絡ください。

診療日

平日 午前9時~12時 午後1時~5時

※土曜日の予約についてはご相談ください

※完全予約制



医療

9. 在宅訪問歯科診療

(身) (知) (精) (児)

沖縄県歯科医師会 在宅歯科支援センター

☎888-0648

対象

歯科診療所に通院が困難な方

内容

お口の事で困っているが、歯科診療所に通院が困難な方を対象に、歯科医師や歯科衛生士がご自宅、入居施設に出向いて歯科診療や専門的口腔ケアを行います。

申込み方法

ご本人またはご家族、入居施設職員の方が在宅歯科支援センターにお電話でご相談ください。

電話受付時間

9時～17時

10. 母子及び父子家庭等医療費助成事業

こども家庭課 ☎973-4983

対象

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 父母のいない児童と養育者本人
- ④ 父が、制度で定める程度の障害状態にある場合の母と児童
- ⑤ 母が、制度で定める程度の障害状態にある場合の父と児童

内容

母子・父子家庭等に対して、医療費(保険診療による自己負担分)の一部を申請により助成します。事前に受給資格等(所得制限あり)の申請が必要です。手続きについては、こども家庭課までお問い合わせください。



医療



手当・年金等

障害の程度により国・県・市から障がい者等に各種の手当や年金が支給される制度です。

1.特別障害者手当

身 知 精

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20歳以上）に支給されます。

ただし、施設に入所中の方、継続して3ヶ月を超えて入院している方は対象外です。本人または扶養義務者が一定所得を超えている場合も対象になりません。

対 象

障害や病状が次のうち2つに該当するかまたはそれと同程度以上に重度な方

① 次に掲げる視覚障害

- イ.両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ロ.一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ.ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和が80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

- 二.自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢すべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの

- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

- ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▶ 次の場合には、手続きが必要です。

- ① 転居、転出、死亡、施設入所、3ヶ月を超えて入院をしたとき

- ② 振込口座の変更をしたとき

内 容

月額 29,590 円（令和7年4月現在）

手当は、5月・8月・11月・2月に、それぞれ前月分までの3ヶ月分を支給します。

必要なもの

- ・指定の診断書
- ・所持している障害者手帳（手帳の交付を受けていない方も申請可能です）
- ・口座振込のため本人の預金通帳
- ・マイナンバーカード
- ・年金受給額が分かるもの

2.障害児福祉手当

身 知 精 児

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

ただし、世帯の所得に制限があります。また、施設入所の方は支給されません。

対 象

障害や病状が次のうちいずれかに該当する方

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの等（矯正視力による）
 - ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの（両耳聴力100dB以上）
 - ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
 - ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
 - ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ▶ 次の場合には、手続きが必要です。
- ① 転居、転出、死亡、施設入所をしたとき
 - ② 振込口座の変更をしたとき



内 容

月額 16,100 円(令和 7 年 4 月現在)

手当は、5 月・8 月・11 月・2 月に、それぞれ前月分までの 3 ヶ月分を支給します。

必要なもの

- ・指定の診断書
- ・所持している障害者手帳（手帳の交付を受けていない方も申請可能です）
- ・口座振込のため本人の預金通帳
- ・マイナンバーカード
- ・年金受給額が分かるもの

3. 特別児童扶養手当

身 知 見

こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983

対 象

精神又は身体に障害を有する児童(20歳未満)を養育している父母又は養育者に支給されます。

内 容

1級該当の児童1人につき：月額55,350円

2級該当の児童1人につき：月額36,860円

手当は、4月・8月・11月に支給します。(令和6年11月現在)

手当を受給中に、新たに身体障害者手帳または療育手帳を取得または、手帳の等級が変更になった場合には、支給月額が変更になる場合があります。

また、申請者および扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上になると手当は支給されません。詳細は窓口でご確認ください。

4. 児童扶養手当

身 知

こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983

対 象

市内に居住し、次の支給要件のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者)を監護している母または監護しつつ生計を同じくする父若しくは父母にかわって養育している方。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

⑦ 父または母が 1 年以上拘禁されている児童

⑧ 母が婚姻しないで生まれた児童

⑨ 父・母ともに不明である児童(棄児など)

区分	手当の全部を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人目の金額	月額 45,500 円	45,490 円～ 10,740 円
児童2人目 以降の加算額	月額 10,750 円	10,740 円～ 5,380 円

(令和6年11月現在)

手当は、5月・7月・9月・11月・1月・3月に支給します。支給月額は、所得に応じて決定されます。公的年金を受給している方で、年金額が手当額より低い方は、その差額が支給されます。また、申請者および扶養義務者の所得額が所得制限限度額以上になると手当は支給されません。詳細は窓口でご確認ください。

5. 障害基礎年金

身 知 精

市民課 国民年金係 ☎973-5498

内線1276・1277・1278

対 象

病気やけがによって生活や仕事が制限されたようになった場合に、下記の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかであること。
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
- ② 障害の状態が、障害認定日(初診日から1年6か月経過した日、又は症状が固定した日)、又は20歳に達した時に障害等級1級、2級に該当していること。
- ③ 初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間で保険料納付期間と免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること、又は初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。

内 容

1級 年額1,020,000円(令和6年度)

2級 年額 816,000円(令和6年度)

6.特別障害給付金

身 知 精

市民課 国民年金係 ☎973-5498

内線 1276・1277・1278

対 象

国民年金の強制加入に移行する前の任意加入対象期間中において、任意加入をしていなかった期間に初診日がある病気やケガが原因で、現在、障害基礎年金の1級または2級の障害状態である次のいずれかに該当する方。

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

- ① 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった被用者等の配偶者の方
 - ② 平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった学生の方
- ※ 詳細については窓口でご相談ください。

内 容

特別障害給付金1級：月額55,350円（令和6年度）

特別障害給付金2級：月額44,280円（令和6年度）

7.心身障害者扶養共済制度

身 知 精 児

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。

対 象

将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1級から3級）、精神障がい者などを扶養している65歳未満の疾病や障害のない健康な方

内 容

掛け金は、加入時の加入者の年齢により異なります（1ヶ月額9,300円～23,300円）。1人の障がい者につき2口まで加入できます。

加入者が死亡または著しい障害を有する状態となった時、その月から障がい者に毎月2万円（2口加入の場合には4万円）の年金を障がい者が亡くなられるまで支給します。

必要なもの

- ・住民票（加入者と障がい者分）ほか
申請内容により必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせください。





障害者総合支援法による総合的な支援

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービスです。障害福祉サービスを受けられる障がい者の範囲には、難病患者等も含まれます。
介護保険の被保険者は、原則として介護保険サービスが優先となります。

自立支援給付(国の制度に基づく事業)

障害福祉サービス

○介護給付

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

○訓練等給付

- 自立訓練
(機能訓練・生活訓練・宿泊型)
- 就労選択支援(令和7年10月創設)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助

計画相談支援

補装具(P27確認参照)

地域相談支援

自立支援医療(P11確認参照)

高額障害福祉サービス等

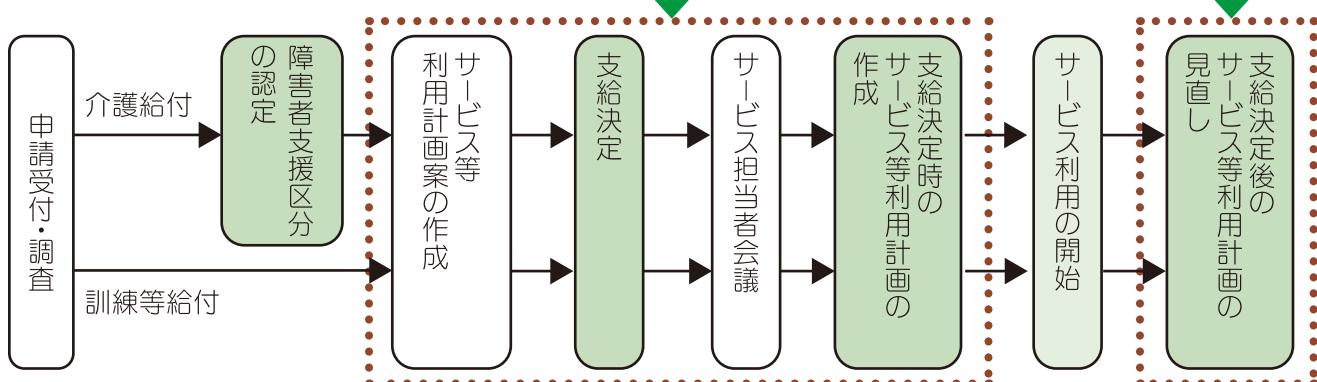
地域生活支援事業(市が実施する事業)

※21ページ「5 地域生活支援事業等」を参照

支給決定までの流れ

各種サービス等の調整

一定期間ごとの状態の把握及び評価



※障害福祉サービスの申請については、障がい福祉課窓口(973-5452)にて手続きをされてください。



利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1ヶ月当たりの負担上限があります。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし。)

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

1. 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付) ※事業所については、P44「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

訪問系サービス

居宅介護→介護給付



障がい者等の自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護→介護給付



重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護→介護給付



視覚障害により、移動に困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

行動援護→介護給付



知的障害または精神障害により行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援→介護給付



常時介護を必要とする障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支援が必要な方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方、並びに知的障害または精神障害により行動に困難を有する方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供します。

自立生活援助→訓練等給付



障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者で、理解力や生活力等に不安のある方に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、必要な助言や連絡・調整を行います。

居住系サービス

施設入所支援→介護給付



施設に入所している障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助(グループホーム)→訓練等給付



共同生活の住居に居住している障がい者に、地域で共同生活を営むために必要な日常生活上の相談や援助を行います。

日中活動系サービス

療養介護→介護給付

身 知 精 難

病院で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

生活介護→介護給付

身 知 精 難

施設等で常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

短期入所(ショートステイ)→介護給付

○

自宅で障がい者等の介護を行う方の疾病等により、障がい者等を介護できない場合に、短期間、夜間も含めて施設にて入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

自立訓練(機能訓練)→訓練等給付

身 知 精 難

障がい者等に、施設や自宅などにおいて、身体機能や生活能力が高まるためのリハビリやトレーニング、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練(生活訓練)→訓練等給付

身 知 精 難

障がい者等に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活全般についての相談および助言その他の必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練→訓練等給付

身 知 精 難

障がい者等に、居室等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

就労選択支援→訓練等給付

身 知 精 難

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

就労移行支援→訓練等給付

身 知 精 難

就労を希望する65歳未満の障がい者で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型(雇用型)→訓練等給付

身 知 精 難

企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型(非雇用型)→訓練等給付

身 知 精 難

通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約にもとづく就労が困難な障がい者に対して、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などの必要な支援を行います。



就労定着支援→訓練等給付

身 知 精 難

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、サービス事業所、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活や社会生活を営む上での各般の問題に関する相談・指導及び助言等の必要な支援を行います。

2. 地域相談支援

※事業所については、P44「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

地域移行支援

身 知 精 難

障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

地域定着支援

身 知 精 難

自宅において単身等で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

3. 計画相談支援

※事業所については、P44「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

サービス利用支援

◎

障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況、その置かれた環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

継続サービス利用支援

◎

サービスの利用を開始した障がい者に対し、サービスの利用状況などを確認し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し等を行います。

4. 高額障害福祉サービス等給付費等

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

高額障害福祉サービス等給付費等の支給

◎

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合に、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5. 地域生活支援事業等

障がい福祉課 ☎973-5452

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の介護給付サービスや訓練等給付サービスと併せて、障害のある方が地域で自立し生活を送ることができるよう実施するものです。地域生活支援事業の利用を希望される方は、あらかじめ市に申請し、利用の承認を受ける必要があります。

利用者負担

各事業の利用者負担については、障がい福祉課へお問い合わせください。



障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。

聴覚障がい者や言語機能障がい者の公的機関での手続きや通院等に手話通訳者等を派遣します。また、障がい福祉課に手話通訳者を配置します。

在宅の障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて特殊寝台や入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。



屋外での移動に困難がある障がい者等に、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。

●リフト付き福祉バス運行事業

身体障がい者の外出に際し、通常の公共交通機関では外出困難な方をリフト付き福祉バスを運行し、社会参加活動及び外出の支援を行っています。

●重度障害者移動支援事業

重度の身体障がい者等で歩行が困難な方や車いすをご利用の方に、リフト付きの車両を必要に応じて貸し出しています。

●リフト付き福祉タクシー利用料助成事業

身体障がい者がリフト付き福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより身体障がい者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を行います。※「基礎的事業」に加えて「I型・III型」までの事業を行います。



障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。



自力または家族の介助のみでは入浴することができない重度身体障がい者等に、訪問により自宅において入浴するのに適した浴槽を運搬または入浴設備を整えた車両等を設置して入浴の支援を行います。

対象

次のすべてに該当する方

- ① 居宅介護等での入浴が困難な方
- ③ 医師の許可を得ている方

- ② 家族介助での入浴が困難な方
- ④ 感染症疾患を有していない方



障害者生活サポート事業 ☎973-5452



地域で生活をする障がい者に対し、障がい者の自立生活と社会復帰を促進することを目的として、日常生活に関する必要な支援を一時的に行います。

◎地域生活支援事業の利用を希望される方は、あらかじめ市に申請し、利用の承認を受ける必要があります。

自発的活動支援 ☎979-8781

障害のある人やその家族、地域住民の自発的な交流活動を支援します。

理解促進研修・啓発事業 ☎979-8781

障害のある人への理解を深めるためのイベントや広報を行います。

成年後見制度利用支援事業

※P8 参照

成年後見制度の適正な利用を促進するため、成年後見等開始審判申立に要する費用及び後見人等の報酬の助成を行うとともに、関係課と協働し、成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進を図ります。



障害者総合支援法による総合的な支援

児童福祉法に基づく障害児支援

障害児支援

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

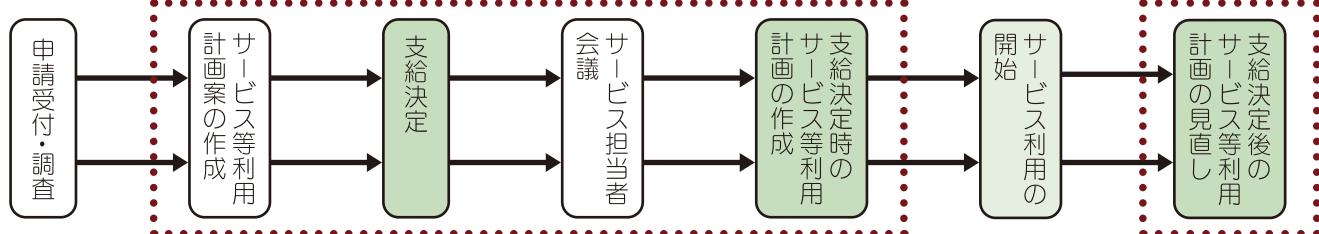
障害児入所支援

高額障害福祉サービス費

支給決定までの流れ

各種サービス等の調整

一定期間ごとの
状態の把握及び評価



※障害児福祉サービスの申請については、障がい福祉課窓口(973-5452)にて手続きをされてください。

利用者負担

原則として利用料の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1ヶ月当たりの負担上限があります。(非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし。)

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

利用できる障害福祉サービス等

赤ちゃんの発達	1歳頃	2歳頃	3歳頃	就学前	小学校	中学校 高校	成人期
●児童発達支援					●移動支援事業 外出のための支援を行うサービスです。		
障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行うサービスです。					●放課後等デイサービス 就学児童(小学生・中学生・高校生)が学校の授業終了後や長期休暇中に通い、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行うサービスです。		●就労移行支援 一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行うサービスです。
●居宅訪問型児童発達支援					●就労継続支援(A型・B型) 一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行うサービスです。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。		
重度の障害などにより、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児にその障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与等を行うサービスです。					●就労定着支援 一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行うサービスです。		
●保育所等訪問支援					●就労選択支援 就労先・働き方について、本人の希望、就労能力や適性に合った良い選択ができるよう支援を行うサービスです。		
保育所などに通う障害のある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援や、施設等の職員への専門的な助言などをを行うサービスです。					●短期入所(ショートステイ) 自宅でお世話している方が病気など何らかの理由で子育てができないとき、短期間施設でお泊りの支援を行うサービスです。		
●日中一時支援					●居宅介護(身体介護等) ヘルパーが自宅において家族に代わり介護等(食事・排泄・入浴などの身体的介護等)を提供するサービスです。		
障がい児の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として宿泊のない預かりを行うサービスです。							



1. 障害児通所支援

※事業所については、P44「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

児童発達支援



未就学の障がい児に対し、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス



就学している障がい児に対し、授業の終了後、または休日にサービスを提供する事業所などで生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援



保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

居宅訪問型児童発達支援



重度の障害などにより、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に、その障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

2. 障害児相談支援

※事業所については、P44「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

障害児支援利用援助



障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助



支給決定されたサービス等の一定期間ごとの状態の把握及び評価を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

3. 障害児入所支援

※事業所については、P44「関係機関・施設等一覧表」参照

コザ児童相談所 ☎937-0859 FAX938-7288



児童福祉法に基づく障害児支援

福祉型障害児入所施設



施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設です。

医療型障害児入所施設



施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設です。

4. 高額障害福祉サービス等

障がい福祉課 障がい支援第1係・第2係 ☎973-5452

高額障害福祉サービス等



同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合、世帯における1ヶ月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

児童発達支援センターについて

児童発達支援センターとは、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適用のための訓練を行う施設です。

うるま市内には、こども発達支援センターあすいろが令和4年8月より開所しており、下記の支援を行っております。

こども発達支援センターあすいろ ※事業所については、P44「関係機関・施設一覧表」のNo.195参照

1. 児童発達支援(未就学児・単独通所)

お子さまのみで通所して、集団活動や必要に応じて個別活動を行います。他の保育所や児童発達支援事業所、当施設の親子通所との併用も可能です。

2. 児童発達支援(木・土)(未就学児・親子通所)

親子で通所することで、普段は見られないお子さまの集団での様子を見ることができます。行動の理由を知ることで、褒め上手になり、楽しい子育てにつながるかもしれません。

療育を通じて、お子さまだけではなく、ご家族の穏やかな成長をお手伝い致します。また、スタッフがお子さまの療育を行っている間に、保護者向けの子育て教室を受講できます。

3. 保育所等訪問支援

専門スタッフがお子さまの通っている保育所、学校、学童に出向き、その場の環境に応じて効果的な支援を一緒に考えます。

4. 放課後等デイサービス(就学児)

放課後等や長期休みにお子さまをお預かりし、楽しい療育プログラムからそれぞれの育ちをサポート致します。

お子さまにとって、放課後にくつろげる安心の場所、自分らしく楽しめる場所でもあります。

子育ての困りごと、一緒に考えましょう。





補装具・日常生活用具等

日常生活の能率の向上または便宜を図るため、補装具費を支給または日常生活用具を給付するものです。ただし、世帯の市町村民税額に応じて自己負担があります。

1. 補装具費支給制度



障がい福祉課 障がい給付係 ☎ 979-8780

対象

身体障害者手帳所持者および難病患者等。ただし、18歳以上の方の場合、本人および配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の方は対象外です。また、介護保険法等関係各法により給付の対象となる方も対象外となります。

内容

障がい者等の失われた身体機能を補完または代替する補装具が必要であると判定された場合、障害の内容および程度に応じた補装具の交付、修理、借受けに対する費用の支給が受けられます。事前申請が必要ですので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・障害要件に該当することが確認できるもの
※身体障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証
- ・医師の意見書、処方箋
- ・補装具の見積書・カタログ
- ・マイナンバーカード

補装具の種目

種目	区分	名称
殻構造義肢	義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手
	義足	股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、サイム義足、足根中足義足、足趾義足
骨格構造義肢	義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手
	義足	股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、サイム義足
装具 (オーダーメイド)	下肢装具	股装具、長下肢装具、膝装具、短下肢装具、足装具
	靴型装具	—
	体幹装具	頸椎装具、胸腰仙椎装具、腰仙椎装具、仙腸装具、側弯症装具
	上肢装具	肩装具、肘装具、手関节装具、手装具、指装具、BFO

種目	名称・備考等	
装具 (レディメイド)	—	—
姿勢保持装置	—	—
車椅子	モジュラー式	自走用、介助用 (障害状況等に応じてリクライニング等の機構や構造部品、付属品を追加可能)
	オーダーメイド式	—
	レディメイド式	—
電動車椅子	モジュラー式	標準形:低速用、中速用 簡易形:切替式、アシスト式
	オーダーメイド式	(障害状況等に応じてリクライニング等の機構や構造部品、付属品を追加可能)
	レディメイド式	—
視覚障害者用 安全つえ	普通用、携帯用、身体支持併用	—
義眼	レディメイド、オーダーメイド	—
眼鏡	矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用	—
補聴器	高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型、耳あな型(レディメイド)、耳あな型(オーダーメイド)、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型	—
人工内耳	音声信号処理装置の修理に限る。	—
座位保持椅子	児童に限る。	—
起立保持具	児童に限る。	—
歩行器	六輪型、四輪型(腰掛け付)、四輪型(腰掛けなし)、三輪型、二輪型、固定型、交互型	—
頭部保持具	児童に限る。	—
排便補助具	児童に限る。	—
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、プラットホーム杖	—
重度障害者用 意思伝達装置	文字等走査入力方式、生体現象方式	—



2. 日常生活用具給付事業

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対 象

うるま市に住所を有する障がい者等で、次の要件をすべて満たす方。

- ① 在宅の方(一部、入院中等でも支給対象となる用具あり)
- ② 用具種目ごとの要件に該当する方
- ③ 18歳以上の方の場合、本人および配偶者の市町村民税所得割額が46万円未満の方。

※ 用具の種目ごとに対象者が異なります。

内 容

在宅の障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るために、特殊寝台や入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。ただし、介護保険法等関係各法により給付の対象となる方は対象外です。事前申請が必要ですので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・障害要件に該当することが確認できるもの
- ※各種身体障害者手帳、特定医療費(指定難病)
受給者証、等
- ・用具の見積書・カタログ
- ・医師の意見書(必要に応じて)
- ・市町村民税課税(非課税)証明書
(1月1日時点で本市に住民登録されていなかった方)
- ・生活保護証明書(他自治体で受給中の方)
- ・工事図面、施工前写真、賃貸人の承諾書(住宅改修等の申請時)

日常生活用具の種目

- ▶ 介護・訓練支援用具
 - ・特殊寝台 ・特殊マット ・特殊尿器
 - ・入浴担架 ・体位変換器 ・移動用リフト
 - ・訓練いす
- ▶ 自立生活支援用具
 - ・入浴補助用具 ・便器
 - ・T字状・棒状の杖(1本杖のみ)
 - ・移動・移乗支援用具 ・頭部保護帽 ・特殊便器
 - ・火災警報器 ・自動消火器 ・電磁調理器
 - ・歩行時間延長信号機用小型送信機
 - ・聴覚障害者用屋内信号装置

▶ 在宅療養等支援用具

- ・透析液加温器 ・吸入器(ネブライザー)
- ・電気式たん吸引器 ・足踏み式・手動式たん吸引機
- ・パルスオキシメーター ・酸素ボンベ運搬車
- ・盲人用体温計 ・盲人用体重計 ・盲人用血圧計
- ・発電機 ・蓄電池

▶ 情報・意思疎通支援用具

- ・携帯用会話補助装置 ・情報・通信支援用具
- ・点字ディスプレイ ・点字器(標準型)
- ・点字器(携帯型) ・点字図書
- ・点字タイプライター
- ・視覚障害者用ポータブルレコーダー
- ・視覚障害者用活字読み上げ装置
- ・視覚障害者用拡大読書器 ・盲人用時計
- ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用受信装置
- ・人工喉頭(笛式) ・人工喉頭(電動式)
- ・人工喉頭(埋込型用人工鼻)

▶ 排泄管理支援用具

- ・ストーマ用装具(蓄便袋)
- ・ストーマ用装具(蓄尿袋) ・洗腸用具
- ・紙おむつ ・収尿器(男子用) ・収尿器(女子用)

▶ 住宅改修

- ・居宅生活動作補助用具

3. 小児慢性特定疾病児童等

日常生活用具給付事業



障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対 象

うるま市に住所を有する小児慢性特定疾病児童等で、次の要件をすべて満たす方。

- ① 在宅の方(一部、入院中等でも支給対象となる用具あり)
- ② 用具種目ごとの要件に該当する方

※ 用具の種目ごとに対象者が異なります。

内 容

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図るために、特殊寝台や入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。ただし、障害者総合支援法等関係各法により給付の対象となる方は対象外です。事前申請が必要ですので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・用具の見積書・カタログ
- ・医師の意見書(必要に応じて)
- ・市町村民税課税(非課税)証明書
(1月1日時点で本市に住民登録されていなかった方)
- ・生活保護証明書(他自治体で受給中の方)
- ・工事図面、施工前写真、賃貸人の承諾書
(歩行支援用具の申請時に必要な場合)

日常生活用具の種目

- ・便器 ・特殊マット ・特殊便器 ・特殊寝台
- ・歩行支援用具 ・入浴補助用具 ・特殊尿器
- ・体位変換器 ・車椅子 ・頭部保護帽
- ・電気式たん吸引器 ・クールベスト
- ・紫外線カットクリーム ・ネブライザー(吸入器)
- ・パルスオキシメーター ・人工鼻
- ・ストーマ装具(消化器系)
- ・ストーマ装具(尿路系)

4. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等 助成事業

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

対象

うるま市に住所を有し、次の要件をすべて満たす方。

- ① 18歳未満の児童(申請日時点)
- ② 両耳又はいずれかの耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師から判断されていること

内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入又は修理費用の一部を助成します。ただし、障害者総合支援法等関係各法により給付の対象となる方は対象外です。事前申請が必要ですので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・医師の意見書
- ・補聴器の見積書
- ・市町村民税課税(非課税)証明書
(1月1日時点で本市に住民登録されていなかった方)
- ・生活保護証明書(他自治体で受給中の方)

5. 加齢性難聴者補聴器購入費助成事業 (他)

介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208

対象

うるま市に住所を有し、次の要件をすべて満たす方。

- ① 65歳以上の高齢者(申請日時点)
 - ② 住民税非課税世帯であること
 - ③ 耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と意見書を徴することができる
- ※障害者総合支援法などほかの制度で補聴器の補助・交付を受けることができる方や、過去に助成を受けたことがある方は対象外です。

内容

聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる高齢者に対し、補聴器購入費の一部または全額を助成します。ただし、予算の範囲内での助成となります。また、助成決定前に購入した補聴器は助成の対象外となります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・医師の意見書
- ・請求書・支払金口座振替依頼書
- ・振込先口座のわかるもの
(本人名義の通帳またはキャッシュカード等)
- ・助成の決定後に購入した補聴器の領収書



補装具・日常生活用具等

その他の支援

1. 手話通訳者の派遣

障がい福祉課 手話通訳担当

☎ 979-8781 FAX 973-5103

sign-lang@city.uruma.lg.jp

対 象

うるま市に居住する聴覚障がい者とその家族及び市内に在住する聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要がある方

内 容

医療機関、公的機関、教育や保育、社会活動等に手話通訳者を派遣します。

派遣を希望する日の7日前までに申請が必要ですが、緊急の場合はその限りではありません。

2. 手話通訳者設置事業

障がい福祉課 手話通訳担当

☎ 979-8781 FAX 973-5103

対 象

手話を言語とする聴覚障がい者

内 容

手話通訳者を障がい福祉課に配置して事務手続き等の利便を図っています。

設置時間

平日 午前8時半～午後4時45分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日を除く)

3. 要約筆記者の派遣

うるま市社会福祉協議会

☎ 973-5459 FAX 974-5306

対 象

うるま市に居住する聴覚障がい者及び市内に在住する聴覚障がい者とコミュニケーションを図る必要がある方

内 容

- ① 医療機関等(受診等)
- ② 公的機関等(役所手続等)
- ③ 教育、保育(授業参観等)
- ④ 当事者団体社会活動等(各種会議等)

派遣を希望する日の1週間前までに申請が必要です。

4. 緊急通報システム

重度身体障がい者の窓口…

障がい福祉課 障がい給付係 ☎ 979-8780

65歳以上の窓口…

介護長寿課 高齢者福祉係 ☎ 973-3208

対 象

障がい福祉課:日常生活を営む上で注意を必要とするひとり暮らしの重度身体障がい者で、原則として所得税非課税世帯に属する方

介護長寿課:在宅でひとり暮らしをしている65歳以上の虚弱な高齢者、もしくは65歳以上の高齢者のみの世帯でどちらか虚弱な場合で、日常生活を営む上で注意を必要とする方。

内 容

機器本体かペンダントのボタンを押すだけで24時間体制で緊急通報を受け付け、必要に応じ協力員への連絡や救急車の要請を行います。

※機器とペンダントは無料で貸与します。

※機器の利用にはNTTの電話回線が必要です。

5. 重度身体障がい者および高齢者福祉電話設置

重度身体障がい者の窓口…

障がい福祉課 障がい給付係 ☎ 979-8780

65歳以上の窓口…

介護長寿課 高齢者福祉係 ☎ 973-3208

対 象

住民税非課税世帯のうち、下記のいずれかに該当する方

障がい福祉課:コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話設置の必要性が認められる、外出困難な在宅の重度身体障がい者。

介護長寿課:65歳以上の一人暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯、虚弱であると認められる方と同居している65歳以上の高齢者。

内 容

安否の確認および緊急連絡の手段の確保を図るために福祉電話を設置します。
福祉電話の設置費、撤去費はうるま市が負担いたしますが、毎月の基本料金と通話利用分は利用者の負担となります。

6. うるま市避難行動要支援者避難支援事業

福祉政策課 福祉政策係 ☎989-0203

対 象

- ・要介護認定3以上の方
- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・難病患者または小児慢性特定疾患
- ・上記には該当しないが、名簿への登録を希望する方

内 容

災害時に一人で避難することが困難であり、支援を必要とする方に対し、避難支援や安否確認などの支援体制を構築する事業です。

※災害時は支援者も被災している場合がありますので、必ず支援が受けられるとは限らない事をご理解ください。

7. 福祉機器リサイクル事業

うるま市社会福祉協議会

☎973-5459 FAX974-5306

対 象

うるま市に居住する者で、在宅にて療養・介護が必要な方に対して、福祉機器の貸出しや給付を行っています。

貸出期間

原則として3ヶ月以内

福祉機器

車いす、シャワーチェア、歩行器等
※在庫に限りがあるため、要確認

8. 救急医療情報キット配布事業

- ・障害手帳所持者の窓口：障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780
- ・65歳以上：介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208

対 象

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ② 65歳以上の高齢者
- ③ その他、市長が特に必要と認める者

事業内容

健康に不安を抱える障がい者や高齢者等に対し、急病、事故、災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応ができるよう「かかりつけ医療機関」「緊急連絡先」「持病」など、救急時に必要な情報を保管できる救急医療情報キットを配布します。

救急医療情報キットの内容

- ① 保管容器(500mlペットボトル程度の大きさ)
 - ② 救急医療情報シート
(対象者の血液型や生年月日、持病等を記入するシート)
 - ③ 保持者ステッカー
(救急隊員等へ向け救急医療情報キットを保持していることを示すステッカー)
- ※ 救急医療情報キットは、冷蔵庫扉の内側に保管します。

9. 市営住宅入居抽選の優遇について

施設保全課 市営住宅係 ☎989-3619

対 象

- ① 身体障害者手帳1~4級を交付されている方
- ② 療育手帳A1、A2、B1の判定を受けた方および同程度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1~2級を交付されている方

内 容

対象者が入居応募する場合または入居応募者と同居しようとする親族に対象者がいる場合、公開抽選会での当選率が一般の方よりも2倍になります。





自動車・交通・移動等

1. 自動車運転免許取得に対する助成 身

障がい福祉課 障がい給付係 ☎ 979-8780

運転適性相談結果票について…

沖縄県警察運転免許センター適性試験係

☎ 851-1000

対 象

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳所持者で、運転免許証を新規に取得した方。

※申請できる期間は、免許取得後6か月以内に限ります。

内 容

助成額：全費用の2/3(上限10万円) (所得制限あり)

※お一人につき1回限りの制度です。(他市町村で助成を受けた場合も含む。)

必要なもの

- ・所得課税証明書
(うるま市で確認のできる方は必要ありません。)
- ・運転免許証の写し
- ・自動車教習所での教習費の領収書
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し

2. 自動車改造に対する助成 身

障がい福祉課 障がい給付係 ☎ 979-8780

対 象

重度の上肢・下肢または体幹機能障害の方で、就労等に伴い自動車改造を必要とする方。

※事前に申請が必要です。

内 容

就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合10万円を限度に助成します(所得制限があります)。

必要なもの

- ・自動車改造の見積書・車検証・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・所得課税証明書
(うるま市で確認のできる方は必要ありません。)

3. 移動支援事業 身

●リフト付き福祉バス運行事業

うるま市社会福祉協議会 ☎ 973-5459

対 象

市内に居住する身体障害者手帳を所持している方及び介助する家族等

内 容

通常の公共交通機関では外出困難な身体障がい者の外出に際し、リフト付き福祉バスを運行し、社会参加活動及び外出の支援をします。原則、市内の移動に限ります。

●重度障害者移動支援事業

うるま市身体障がい者協会 ☎ 987-7790

対 象

市内に居住する重度の肢体不自由者や車いす利用者

内 容

重度の身体障がい者等で歩行が困難な方や車いすを利用の方に、スロープ付きの福祉車両を必要に応じて貸し出しています。

●リフト付き福祉タクシー利用料助成事業

障がい福祉課 障がい給付係 ☎ 979-8780

対 象

市内に住所を有する車いす常用の方でかつ身体障害者手帳1級~4級を所持している方

申請方法

本人または代理人が身体障害者手帳を持参して、障がい福祉課窓口(本庁舎)で申請を行います。申請内容を審査し、リフト付き福祉タクシーチケットを交付します。

利用方法

1乗車につき1枚のチケットをタクシーの乗務員に提出してください。助成額は、1乗車につき基本料金相当額です。なお、チケットが使用できるのは、うるま市が指定したタクシー会社に限ります。





4. 生活福祉資金(障がい者用 自動車購入に必要な経費)の貸付

うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459

対 象

身体障害者手帳等を交付されている方の属する世帯で必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

内 容

日常生活を送る上でまたは自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用のうち、障害者用自動車の購入に必要な経費の貸付。

貸付限度額

250万円以内

※総経費のうち1割の自己資金が必要。

返済期限

8年以内

貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%

※詳細について相談が必要となります。

貸付希望の方は事前にお問い合わせください。



5. 運賃の割引

① タクシー運賃の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

障がい者本人が乗車する場合に、障害者手帳を提示することにより、タクシー運賃の10%が割り引かれます(迎車料、高速料金、駐車料金等は対象となりません)。ただし、個人営業やタクシー事業者により異なる場合がありますので、詳しくは乗車前に各タクシー会社にお問い合わせください。

② バス運賃の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

障がい者本人が乗車する場合に、各手帳を提示するこ

とにより、バス運賃が半額となります。ただし、介護人(1人まで)の割引や沖縄ICカード、障がい者用OKICAの発行等について、詳しくは乗車前に各バス会社にお問い合わせください。

③ JR鉄道の運賃の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

上記対象の手帳が 「第一種」	本 人	割引適用
	介護者	割引適用
上記対象の手帳が 「第二種」	本 人	割引適用
	介護者	障害者本人が12歳未満の場合で定期乗車券を購入する場合は割引適用

※割引の適用範囲、区間、乗車券の種類、割引率および購入方法等については、各鉄道会社によって異なりますので、事前に各鉄道会社窓口へお問い合わせください。

④ 航空旅客運賃の割引

対 象

12歳以上で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

第1種の方は、介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。なお、第2種の方は、各窓口にお問い合わせください。(国内航空運賃が対象)

割引率

各航空会社または路線によって異なりますので、事前に各窓口にお問い合わせください。

窓 口

各航空会社カウンター、営業所および指定代理店

⑤ 旅客船運賃の割引

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

第1種の方は、介護者(1人まで)とともに割引が受けられます。第2種の方は、各窓口にお問い合わせください。

割引率

旅客船会社により異なりますので、事前に各窓口にお問い合わせください。

窓 口

各旅客船会社

⑥ ゆいレール運賃の割引

沖縄都市モノレール株式会社 ☎859-2630

対 象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。

内 容

各手帳を提示すれば普通運賃の50%割り引き(10円単位で切上)となります。ただし、本人と介護者1人までです。詳しくは事前に各駅係員へお問い合わせください。

6. 那覇空港駐車場料金の割引

那覇エアポートパーキング(株) ☎858-7626

内 容

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳)を窓口で提示すれば、料金が半額となります。

※事前精算機を利用されると障がい者割引が適用されませんので、駐車場出口料金所をご利用ください。

7. 有料道路通行料金の割引

(身)(知)(児)

障がい福祉課 障がい給付係

☎979-8780

制度に関するお問い合わせ先…

NEXCO西日本お客様センター ☎0120-924-863

(上記の番号がご利用できない場合) ☎06-6876-9031

ETC利用登録等に関するお問い合わせ先…

有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233

平日 午前9時～午後5時

対 象

障がい福祉課で事前登録が必要です。ただし、手帳所持者が本人運転不可の場合、本割引の適用を受けるには手帳種別が第1種の方に限ります。

対象となる障がい者	本人運転	身体障害者手帳の交付を受けている者
	本人以外が運転	身体障害者手帳…1種の方 療育手帳…A1・A2の方
対象となる自動車		自動車検査証に「自家用」と記載されているもののうち、「乗用」、「貨物」、「特殊」、「二輪自家用」で要件を満たしているもの。 詳細はNEXCO西日本のホームページを参照ください。
申請に必要なもの		一般レーンのみを利用の場合は下記①～③、ETCレーン利用の場合は下記①～⑤が必要です。 ①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証 (ICタグ付き自動車検査証の場合、自動車検査証記録事項用紙も必要です) ③運転免許証 (手帳種別第2種の方) ④ETCカード (原則本人名義のもの) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できる書類 ※自動車検査証の所有者欄がカード会社又はローン会社になっている方はリース契約書も必要です。
割引料金額		通常料金の半額

8. 駐車禁止除外指定車

(身)(知)(精)

うるま警察署 ☎973-0110

石川警察署 ☎964-4110

手続き方法等、詳細は最寄りの警察署交通課にお問い合わせください。

対 象

- ① 身体障害者手帳を交付されている方で、次の歩行困難と認められる方
 - Ⓐ 視覚障害1～3級および4級の1
 - Ⓑ 聴覚障害2～3級
 - Ⓒ 平衡機能障害 3級
 - Ⓓ 上肢障害1～2級の1および2級の2
 - Ⓔ 下肢障害1～4級
 - Ⓕ 体幹障害1～3級
 - Ⓖ 内部機能障害1～3級
 - Ⓗ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - (a) 上肢機能1～2級
(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
 - (b) 移動機能1～2級
- ② 療育手帳を交付されている方で重度障害の程度に該当する者で、歩行困難と認められる方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で1級の方
- ④ 小児慢性特定疾病児手帳を交付されている方で色素性乾皮症の方(日出から日没まで)

内 容

駐車禁止除外指定標章を掲出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所等に駐車することができます。(法定駐車禁止場所を除く)

- ・有効期限3年

9. 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 全

対 象

次の方のうち、「歩行が困難な方」、「移動の際に特別な配慮が必要な方」

- ① 身体障がい者
- ② 知的障がい者
- ③ 精神障がい者
- ④ 難病患者
- ⑤ 高齢者等(要介護認定を受けた者)
- ⑥ 妊産婦
- ⑦ その他知事が必要と認める者

※担当窓口は以下のとおりです。

- ・①②③④⑦は障がい福祉課障がい給付係

☎979-8780

- ・⑤は介護長寿課高齢者福祉係

☎973-3208

- ・⑥、⑦は子育て包括支援課 包括支援係

☎923-7609

内 容

公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくために、障害のある方、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に共通の「利用証」が交付されます。

必要なもの

対象の①～⑦によって必要な書類等が異なります。

- ① 身体障害者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか
- ⑤ 介護保険被保険者証
- ⑥ 母子健康手帳
- ⑦ 医師の診断書・意見書等、本人確認書類

※上記に加え、代理人による申請の場合は代理人の
本人確認書類





教育

1. 就学相談・教育支援委員会

児

市教育委員会 学校生活応援課

☎923-7158 FAX923-7142

内 容

障害のある児童・生徒に対する義務教育は、小学校・中学校・特別支援学校の中の様々な指導形態で行われています。就学相談では、障害のある児童・生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた支援や適切な教育の場について、必要な情報提供を行います。また、保護者の申し出を受けて、教育学、医学、心理学等の関係者を委員とする教育支援委員会において親子面談と審議を行い、就学先決定や支援についての相談や助言を行います。

2. 教育相談【ふたば】

具志川地区相談室、与勝地区相談室
(いちゅい具志川じんぶん館)

☎989-9127 FAX989-9134

内 容

学校や対人関係、生活行動等に関する相談や教育上の問題や悩みをもつ児童生徒と保護者の相談に応じ、支援を行います。

3. 適応指導教室

【さわやか学級】【いしかわルーム】

【さわやか学級】いちゅい具志川じんぶん館

☎989-9127 FAX989-9134

【いしかわルーム】宮森小学校敷地内

☎964-2870 FAX988-5853

内 容

心理的・情緒的要因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた指導支援、居場所づくりを行い、人間関係の改善を図るとともに、自立心・社会性を高め、可能な限り、学校復帰に向けての支援を行う場所です。適応指導教室【さわやか学級】【いしかわルーム】への入級は、教育相談【ふたば】での教育相談を経て、入級審査会に諮ってからの入級となります。入級希望でも、まずは教育相談【ふたば】へご連絡ください。

4. つなぎ支援コーディネーター

障がい福祉課 障がい相談係 ☎979-8781

内 容

卒業を控えた時期や就職時等に、学校、企業、就労系サービス、医療機関の相談支援ニーズを顕在化させ、利用者のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供へ円滑につながるよう、学校と連携しながら必要な情報提供や関係機関へのつなぎ等を行います。

5. 特別支援学校一覧

学 校

- ・泡瀬特別支援学校(身体) ☎098-932-7584
- ・美咲特別支援学校(知的) ☎098-938-1037
- ・沖縄高等特別支援学校(知的) ☎098-973-1661
- ・中部農林高等支援学校(知的) ☎098-973-3578
- ・沖縄盲学校(視覚) ☎098-889-5375
- ・沖縄ろう学校(聴覚) ☎098-932-5475
- ・森川特別支援学校(病弱) ☎098-945-3008

内 容

特別支援学校は、障害のある児童に教育を施すこの他に、特別支援教育に関する相談のセンター的機能もあり、教育上の専門性を生かし地域の学校や保護者の相談に応じています。



教
育



就労支援・相談

1. 沖縄公共職業安定所
(ハローワーク沖縄)

全

☎939-3200 (42#)

内 容

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方や障害のある方で、仕事をしたい方、あるいは職業訓練などを受けたい方は公共職業安定所にご相談ください。

2. 中部地区障害者就業・
生活支援センター花灯

全

☎989-6527 FAX989-6525

内 容

障害のある方の就職および就業生活の支援と事業主に対して雇用管理に関わる助言等を無料で行っています。ご本人やご家族のプライバシーは守られます。お電話でご予約ください。

受付時間

午前9時～午後4時

3. 就労移行支援

身 知 精 難

就労継続支援(A型・B型)

就労定着支援

就労選択支援

障がい福祉課 障がい支援第1第2係 ☎973-5452

制度について詳しくはP20、P21をご覧ください。



就労支援・相談



難病患者

障がい児

その他

その他以外の全て

全て

手帳

このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

税・使用料の減免等

1. 所得税および市民税・ 県民税の障がい者控除

身 知 精 儿

所得税……………沖縄税務署 ☎938-0031
※自動音声案内

市民税・県民税は…市民税課 ☎973-5382

納税者自身または控除対象配偶者および扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

2. 市民税・県民税の 障がい者非課税

身 知 精 儿

市民税課 ☎973-5382

対 象

賦課期日(1月1日)において、納税者本人が税法上の障がい者に該当する場合。

内 容

本人の前年の合計所得金額が135万円以下のときは、所得割と均等割が非課税となります。

3. 相続税等の障がい者控除

身 知 精 儿

沖縄税務署 ☎938-0031

対象者

① 相続税の障がい者控除

相続人が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者のときは20万円)が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

② 特定障がい者に対する贈与税の非課税

特定障がい者(特別障がい者または特別障がい者以外の障がい者のうち精神に障害がある方)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障がいの方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権のうち、特別障がい者である特定障がいの方については6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がいの方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※ この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

3 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金等の非課税

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除きます)については、所得税はかかりません。この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも相続税や贈与税はかかりません。

4. 個人事業税

身

コザ県税事務所 課税班 ☎894-6501

対 象

両眼の視力を喪失した方、又は両眼の視力が0.06以下の方。

内 容

両眼の視力を喪失した方、又は両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の方で、あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方は課税されません。

5. NTT電話番号案内料の免除

身 知 精

NTT西日本 ふれあい案内担当 ☎0120-104-174
平日 午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く)

対 象

① 身体障害者手帳を交付されている次の方

- ・視覚障害1級～6級
- ・肢体不自由1級、2級(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- ・聴覚障害2級、3級、4級、6級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級、4級

② 療育手帳を交付されている方

③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

内 容

電話帳の利用が困難な上記①・②・③のいずれかに該当する方を対象に、無料で電話番号をご案内します。
※ご利用前に事前に登録が必要です。

6. NHK放送受信料の免除

身 知 精

障がい福祉課 障がい給付係 ☎979-8780

全額免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

半額免除

①～④のいずれかの障害者手帳を交付されている方が住民基本台帳法にいう世帯主で、NHK受信契約者である場合

- ① 視覚障がい者または聴覚障がい者
- ② 療育手帳A1・A2
- ③ 身体障害者手帳1・2級
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級

必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑（認印可）

※障がい福祉課が減免申請書を発行します。

7. 自動車税(種別割・環境性能割) 身 知 精 《障害者手帳等減免》

沖縄県コザ県税事務所 ☎894-6500

沖縄市美原1-6-34(中部合同庁舎)1階

沖縄県税コールセンター ☎943-5021

障害のある本人またはご家族等が所有する自動車で一定の要件を満たす場合、申請により、自動車税(種別割・環境性能割)を減免する制度があります。

対象の障がい者の範囲

① 身体障害者手帳を交付されている方

下表による障害程度の範囲に該当する方。

※複数の障害があり、いずれの障害も下表で減免対象とならない場合でも、障害の合計指数による認定等級が1級の場合は減免対象となります。

○：該当するもの、×：該当しないもの

	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	×	×
聴覚障害		○	○	×		×
平衡機能障害			○		×	
音声機能障害			○	×		
上肢不自由	○	○	×	×	×	×
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	

	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢 移動	○ ○	○ ○	×	×	×
心臓機能障害	○		○	×		
じん臓機能障害	○		○	×		
呼吸器機能障害	○		○	×		
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○	×		
小腸の機能障害	○		○	×		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	×		
肝臓機能障害	○	○	○	×		

② 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

療育手帳 A1・A2(本人運転を除く)	該 当
精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証所持者(本人運転を除く)	

療育手帳 B1・B2	非該当
精神障害者保健福祉手帳2級・3級	

減免が受けられる自動車の範囲

所有者	運転者	使用目的
本人	本人	特に問わない
	生計を一にする者	身体障害者等のために使用するも(通院、通学、通所、生業等も含め、日常生活および社会参加における移動など)
生計を一にする者	本人	
	生計を一にする者	
本人及び生計を一にする者(身体障害者のみで構成される世帯に限る)	常時介護者	

内容・注意事項

- ・減免額は当該自動車に係る自動車税(種別割・環境性能割)の全額です。
- ・減免される自動車は、軽自動車を含め障がい者1人について1台です。
- ・障害者手帳による減免を受けられない方でも障がい者が利用するために、車いす昇降装置等の特別な装備をした《身体障害者用車両》について、減免制度を利用できる場合があります。

※減免申請書の提出期限、減免に必要なものまたは減免対象年度等、詳しくは上記問い合わせ先へご確認ください。



8.自動車税(種別割・環境性能割) 《構造減免》

沖縄県税コールセンター ☎943-5021
 沖縄県コザ県税事務所 ☎894-6500
 沖縄県自動車税事務所 ☎879-1621

内 容

以下の自動車は、自動車税を減免できる場合があります。

① 身体障害者等《専用》構造自動車

8ナンバーで、車検証の車体の形状欄が車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車になっているもの

② 身体障害者等《兼用》構造自動車

車いすの昇降装置、固定装置、浴槽を装着する等特別な使用により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造が加えられたもので、身体障害者等の輸送に使用する自動車

③ 身体障害者《運転用》構造自動車

構造上専ら身体障害者の方が運転するために、運転装置制御装置に構造変更が加えられ、事業用で登録された自動車

※ 申請期限、減免に必要なものまたは減免対象年度等、詳しくは上記問い合わせ先へご確認ください。

9.軽自動車税(軽自動車・ 原付・軽二輪・小型二輪)の減免

市民税課 ☎973-5382

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方またはこれらの方と生計を同じくする方等が所有する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により、軽自動車税を減免する制度があります。

TAX

税
・
使
用
料
の
減
免
等

対象の障害者の範囲

① 身体障害者手帳を交付されている方で本人運転の場合

P39の「7.自動車税(種別割・環境性能割)《障害者手帳等減免》」の表をご参照ください。

② 身体障害者手帳を交付されている方で生計同一者および常時介護者が運転する場合

次の表に該当する方

生計同一者および常時介護者が運転する場合の範囲
 ○：該当するもの、×：該当しないもの

	該当する障害程度					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	×	×
聴覚障害		○	○	×		×
平衡機能障害			○		×	
音声機能障害			×	×		
上肢不自由	○	○	×	×	×	×
下肢不自由	○	○	○	×	×	×
体幹不自由	○	○	○		×	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢 移動	○ ○	○ ○	×	×	×
心臓機能障害		○	○	×		
じん臓機能障害	○		○	×		
呼吸器機能障害	○		○	×		
ぼうこう又は 直腸の機能障害	○		○	×		
小腸の機能障害	○		○	×		
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	○	○	○	×		
肝臓機能の障害	○	○	○	×		

③ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方

療育手帳 A1・A2	該 当
療育手帳 B1・B2	
精神障害者保健福祉手帳 1級かつ 自立支援医療受給者証所持者	
精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	非該当

受付期限

納税通知を受けられてから、軽自動車税の納期限までに市民税課窓口へお越しください。

必要なもの

- ・運転手の運転免許証
- ・障害者手帳又は療育手帳等
- ・車検証
- ・軽自動車税の納税通知書
- ・減免を受ける方のマイナンバーカード



その他

1. 郵便等による不在者投票



うるま市選挙管理委員会 ☎973-4332

郵便等投票証明書の交付を事前に受けることにより、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

対 象

身体に障害があり、選挙の際に投票所に行くことができない方で、下表に当てはまる方

区分	障害等の区分・程度	
身体障害者 手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者 手帳	両下肢・体幹・移動機能	特別項症～ 第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこ う・直腸・小腸・肝臓	特別項症～ 第3項症
介護保険の 被保険者証	要介護状態区分	要介護5

また、上表に該当し、併せて「身体障害者手帳」の上肢機能障害または視覚障害の1級、もしくは「戦傷病者手帳」の特別項症～第2項症の認定を受け自書できない方は、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

2. 選挙の際の代理投票・点字投票



うるま市選挙管理委員会 ☎973-4332

内 容

選挙の際に文字を書くことが困難な方は、申出により、投票所の係員が代わりに投票用紙に記入する代理投票をすることができます。

視覚障害のある方は、投票所にある点字器またはご自身の点字器を使用し、点字投票をすることができます。

3. 聴覚・言語障がい者用110番アプリ



沖縄県警察本部 ☎862-0110

内 容

聴覚や言語に障害のある方が、文字や画像で警察に通報するアプリです。※事前登録が必要です。

4. 聴覚・言語障がい者用 NET118



海上保安庁警備救難部管理課 ☎03-3591-6361

内 容

聴覚や発話に障害のある方が、文字チャット方式で海上保安庁に通報するアプリです。

※事前登録が必要です。

5. 聴覚・言語障がい者用メール 119



うるま市消防本部 警防課

☎975-2006 FAX973-8313

対 象

音声による 119 番通報が困難な聴覚又は音声・言語に障害のある方。

内 容

携帯電話またはパソコン等の電子メール機能を使用して、消防車や救急車等の出動要請に限り利用できます。なお、ご利用する場合には事前の登録が必要です。

詳しくは、市消防本部警防課にお問い合わせください。

6. 聴覚・言語障がい者用 NET119



うるま市消防本部 警防課

☎975-2006 FAX973-8313

対 象

音声による 119 番通報が困難な聴覚又は音声・言語に障害のある方。

内 容

スマートフォンやタブレットから画面をタッチする簡単な操作で、音声によらない119番通報ができるシステムです。なお、ご利用する場合は、事前の登録が必要です。詳しくは、市消防本部警防課へお問い合わせください。



その他

難病患者

障がい児

その他

その他以外の全て

全て

手帳

このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

7.電話リレーサービス (日本財団電話リレーサービス)

内 容

聴覚や発話に困難がある方と通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。事前登録が必要です。

(<https://www.nftrs.or.jp>)

8.点字・声の広報等発行事業



うるま市社会福祉協議会 ☎973-5459

内 容

市内在住の視覚に障害のある方を対象に、広報うるまや社協だより等を希望者へお届けするサービスです。

9.図書館利用サービス



うるま市立中央図書館

☎974-1112 FAX974-3505

内 容

車椅子専用机を用意しております。
朗読CD・大活字本・電子書籍等ご利用ください。
※詳しくはうるま市立図書館にお問い合わせください。

10.障がい者等のマル優



(少額預金等の利子非課税)

各金融機関・証券会社等

内 容

障害者手帳の交付を受けている方や障害年金を受けている方等、一定の条件を満たした方のみが利用できる制度で、預貯金の元本350万円までの利子が非課税になります。

※詳しくは各金融機関等にお問い合わせください。



その他

11. 医療的ケアの必要なお子さんが利用することのできるサポートや制度について

※各種事業の対象要件については相談が必要です。

*下記の「医療的ケア児と家族の育児・療育サポートガイド」は市ホームページよりダウンロードできます。



	連絡・相談窓口	0ヶ月～11ヶ月	1歳～5歳	小学(6歳～)	中学(12歳～)	高校(15歳～)	18歳～	20歳～
医療・看護	医療機関 (主治医等)	<input type="checkbox"/> 地域の小児医療の中心になる病院(沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、沖縄県立南部医療センター・子ども医療センターなど) <input type="checkbox"/> 自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアをサポート(訪問看護事業) <input type="checkbox"/> 発達支援等の専門外来やリハビリが受けられる医療機関(中部療育医療センター)						
医療費	中部保健所 (地域保健班)	<input type="checkbox"/> 指定の小児慢性特定疾患の患者へ医療費を助成(小児慢性特定疾患医療費助成)(18歳まで)※必要な場合は20歳まで延長申請可能 <input type="checkbox"/> 指定難病の患者へ医療費を助成(難病医療費助成)						
福祉サービス	うるま市役所 (子育て包括支援課) (障がい福祉課) (こども家庭課)	<input type="checkbox"/> 未熟児に医療費を助成(未熟児養育医療) <input type="checkbox"/> てんかん患者等の外来の医療費を助成(精神通院医療) <input type="checkbox"/> 身体の障害の改善のための手術費用等の助成(育成医療)(18歳未満) <input type="checkbox"/> 重度の障がい児(者)の医療費の自己負担分を助成(重度心身障害者(児)医療費助成) <input type="checkbox"/> 子どもの医療費の助成(子ども医療費助成)				<input type="checkbox"/> 育成医療と同じ(更生医療)(18歳以上)		
経済的サポート	沖縄県	<input type="checkbox"/> 子どもの保育や療育に関する支援(沖縄県療育等支援事業／中部療育医療センター、グリーンホーム) <input type="checkbox"/> 障がい児を入所にてサポートします(医療型障害児入所など)(18歳未満／コサ児童相談所)						
母子保健	うるま市役所 (こども家庭課) (障がい福祉課) (市民課国民年金係)	<input type="checkbox"/> 通いながら子どもの発達支援が受けられるサービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・こども発達支援センターなど)(18歳未満) <input type="checkbox"/> 在宅での介護をサポート(住宅介護・短期入所など) <input type="checkbox"/> サービス等利用計画の作成(18歳未満/障害児相談支援、18歳以上/障害者相談支援) <input type="checkbox"/> 市で設置された福祉サービス(地域生活支援事業:相談支援・移動支援・日中一時支援事業) <input type="checkbox"/> 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免等(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳) <input type="checkbox"/> 補装具 <input type="checkbox"/> 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 <input type="checkbox"/> 自立した生活のため日常生活用具の給付(日常生活用具給付事業・小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業) <input type="checkbox"/> 同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いて利用者負担の合計が一定の基準額を超えた場合に差額が償還されます(高額障害福祉サービス等給付費)		<input type="checkbox"/> 障がい者を入所にてサポートします(療養介護)(18歳以上) <input type="checkbox"/> 日中の通所による介護サービス(生活介護)(18歳以上) <input type="checkbox"/> 就労に向かう支援(就労移行支援など)(18歳以上) <input type="checkbox"/> 自動車改造費助成(上肢・下肢・体幹機能障害のみ) <input type="checkbox"/> 自動車運転免許取得事業(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者)				
保育・教育	中部福祉事務所 (地域福祉班) うるま市役所 (保護課)	<input type="checkbox"/> 在宅重度障がい児に手当を給付(障害児扶助手当)(20歳未満) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭に手当を給付(児童扶養手当)(中程度の障害のある場合は20歳になる月まで) <input type="checkbox"/> 子どもの養育者に手当を給付(児童手当)(18歳到達後の3月31日まで) <input type="checkbox"/> 障がい児の養育者に手当を給付(特別児童扶養手当)(20歳未満)				<input type="checkbox"/> 在宅重度障がい者に手当給付(特別障害者手当)(20歳以上) <input type="checkbox"/> 20歳以上の障がい者への年金(障害基礎年金)		
その他	うるま市役所 (子育て包括支援課) (こども発達支援課)	<input type="checkbox"/> 養育者が掛け金を納め、将来障がい児が一定額の手当を受ける(沖縄県心身障害者扶養共済制度) <input type="checkbox"/> 生活困窮家庭の最低限度の生活保障支援(生活保護制度)						
	①うるま市役所 (保育こども園課・ 教育保育支援課・ こども発達支援課) ②うるま市教育委員会 ③沖縄県教育委員会	<input type="checkbox"/> 保健師等の訪問(未熟児・乳児全戸訪問・その他) <input type="checkbox"/> 親子(母子)健康手帳交付(妊娠時) <input type="checkbox"/> 乳児健診前期(4～6ヶ月) <input type="checkbox"/> 乳児健診後期(9～12ヶ月) <input type="checkbox"/> 1歳6ヶ月兒健診 <input type="checkbox"/> 2歳兒歯科健診 <input type="checkbox"/> 3歳兒健診	<input type="checkbox"/> (※以下は、産前産後の事業です) <input type="checkbox"/> 産前産後サポート事業 <input type="checkbox"/> 産後ケア事業 <input type="checkbox"/> 両親学級「ぶれぱぱ・ぶれまくらぶ」 <input type="checkbox"/> 離乳食教室	<input type="checkbox"/> (※その他の事業) <input type="checkbox"/> こども健康相談・栄養相談 <input type="checkbox"/> こどもの発達に関する相談(心理・言語相談) <input type="checkbox"/> 栄養食品支給事業※要件があります				
	ファミリーサポートセンター 中部保健所 (地域保健班)	<input type="checkbox"/> ①保育こども園課・教育保育支援課・ こども発達支援課 <input type="checkbox"/> ②うるま市教育委員会(小学校・中学校) <input type="checkbox"/> 教育支援委員会 <input type="checkbox"/> 看護師・特別支援教育支援員 <input type="checkbox"/> 通常学級 <input type="checkbox"/> 通級指導教室 <input type="checkbox"/> 特別支援学級 <input type="checkbox"/> ③沖縄県教育委員会 <input type="checkbox"/> 特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)	<input type="checkbox"/> 高等特別支援学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 通常学級 <input type="checkbox"/> 病院内訪問学級・ 訪問教育	<input type="checkbox"/> ④大学など <input type="checkbox"/> 大学、短大、専門学校など				
	うるま市役所 (障がい福祉課)	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹等の保育所等の送迎や預かり等の子育て支援。生後3ヶ月～小学校6年生まで。(事前登録制) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を装着した小児慢性特定疾患児に対し、医療保険適用外での長時間の訪問看護サービスを利用できます(沖縄県療養生活支援事業) <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を装着した在宅療養の難病患者(児)に外部バッテリー等を貸与できます(沖縄県難病患者人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業)						



その他



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

■ 関係機関・施設等一覧表

1. うるま市事業所・施設等一覧他

(沖縄県ホームページ抜粋)

NO	事業所－名称	郵便番号	住所	電話番号	居宅介護	児童発達支援	共同生活援助	計画相談支援
1	ひとつぼし	904-2244	うるま市江洲2158-32	090-6857-5137				
2	ヘルパーステーションいざみ介護会	904-2205	うるま市栄野比1151-1	098-972-7123	○			
3	合資会社ケアサービスうるま	904-1105	うるま市石川東山本町二丁目12番19号	098-982-5008	○			
4	さくらケアステーション ホームヘルプサービス	904-2213	うるま市字田場1927-2	098-974-2230	○			
5	れいめいの里	904-1106	うるま市石川3259-296	098-965-0885				
6	楽寿園居宅支援事業所	904-1114	うるま市石川嘉手苅961-17	098-965-6306	○			
7	障がい者支援施設 石川学院	904-1101	うるま市石川東山本町1-20-1	098-964-2286				
8	生活介護センター 石川学院	904-1101	うるま市石川東山本町1-20-1	098-964-2239				
9	ショートステイあやはし苑	904-2304	うるま市与那城屋慶名1410	098-978-5566				
10	うるま市障がい者支援センター あやはし苑	904-2301	うるま市与那城照間702	098-978-1280				
11	ヘルパーステーション あやはし苑	904-2304	うるま市与那城屋慶名1410	098-978-5566	○			
12	デイサービスセンター美原 石川	904-1111	うるま市石川字東恩納1518	098-965-3399				
13	就労継続支援施設 くわの実	904-2225	うるま市喜屋武301	098-974-3288				
14	ホームヘルパーステーション 願寿ぬ森	904-1106	うるま市石川3273番地の2	098-964-6528	○			
15	就労サポートセンター ありんこ	904-2211	うるま市宇堅919	098-973-1888				
16	コロニーヘルパーステーション うるま	904-2215	うるま市みどり町5-27-9	098-972-6577	○			
17	指定障害者支援施設 美原の里	904-1111	うるま市石川字東恩納1517	098-965-3308				
18	指定障害者支援施設 栄野比の里	904-2205	うるま市字栄野比939	098-972-4345				
19	指定障害者支援施設 緑の里	904-2205	うるま市字栄野比939	098-972-4317				
20	ヘルパーステーション えのび	904-2205	うるま市字栄野比939	098-972-6029	○			
21	石水の里	904-1106	うるま市石川3259-296	098-965-5900				
22	うるまケアセンター	904-2215	うるま市みどり町5-14-7	098-972-3661	○			
23	就労支援事業所 こみこみ	904-1101	うるま市石川東山本町2-12-15	098-963-0073				
24	多機能型障害福祉サービス事業所 つながり	904-2213	うるま市田場52番地2	098-975-6181				
25	就労訓練工場 せいかい	904-2224	うるま市大田7-1番地	098-973-0030				
26	指定自立訓練（生活訓練）事業所 あいとぴあ	904-2312	うるま市勝連平安名407番地	098-989-7782				
27	指定就労継続支援B型事業所 あいとぴあ	904-2312	うるま市勝連平安名407番地	098-989-7782				
28	就労支援事業所 ゆいまーる	904-1106	うるま市石川2-40-7	098-964-6696				
29	指定障害福祉サービス事業所 琉球薬草苑	904-2205	うるま市栄野比1207-46	098-972-7880				
30	あさひの家	904-2201	うるま市昆布1264-3	098-989-6606				
31	プラザあやはし	904-2312	うるま市勝連平安名1845番地 佐久田アパート1F	098-978-7317				
32	うるま作業所	904-2311	うるま市勝連南風原4460	098-983-0210				
33	大夢	904-1113	うるま市石川山城1393	098-965-1776				
34	ホームヘルプサービスセンター陽光館	904-2222	うるま市上江洲661番地	098-974-8000	○			
35	自立訓練事業所 せいかい	904-2222	うるま市上江洲709番地	098-974-6100				
36	サポートセンターアジュテ	904-1102	うるま市石川東山1-7-15	098-975-6353				
37	就労継続支援事業所 連	904-2244	うるま市江洲2104-25	098-923-1919				

■

関
係
機
関
・
施
設
等
一
覧
表

▶にこキッズ連絡会(障がい児通所支援事業所)

市内の障害児通所支援事業所で構成される連絡会のHPです。事業所一覧あります。



▶就労支援事業所マップ

市内の就労支援事業所がスマホでチェックできます。



行動援護	施設入所支援	児童発達支援	自立訓練 (生活訓練)	自立生活援助	(一般型) 就労移行支援	(A型) 就労継続支援	(B型) 就労継続支援	重度訪問介護	宿泊型 自立訓練	相談支援	障害児 生活介護	短期入所	地域移行支援	地域定着支援	同行援護	訪問支援 保育所等	放課後等 デイサービス	療養介護	その他
						○													
								○											
○									○										
○									○										
	○									○	○								
						○													
	○									○	○								
										○									
								○			○								
										○									
											○								
											○								
											○								
												○							
												○							
													○						
													○						
														○					
														○					
															○				
																○			
																	○		
																		○	
																			○

用

関係機関・施設等一覧表

NO	事業所一名称	郵便番号	住所	電話番号	居宅介護	児童発達支援	共同生活援助	計画相談支援
38	チャレンジドセンターていだ	904-2312	うるま市勝連平安名1655番1(3階)	098-978-7236				
39	プチ大夢	904-1106	うるま市石川二丁目36番4号	098-965-1776				
40	やまと	904-2215	うるま市みどり町1-1-9 スペース22 102号	098-989-9923				
41	ライフサポート cocoa	904-2243	うるま市宮里265番地11	098-923-1380				
42	あさひの家（就労）	904-1111	うるま市石川東恩納721-2	098-989-6606				
43	Compass	904-2205	うるま市栄野比297番地	098-972-5083				
44	café ajyute	904-1106	うるま市石川2140-5	098-923-4224				
45	サポートサービス三和会	904-2205	うるま市栄野比462番地	098-975-8878				
46	ヘルパーステーションおもろの郷	904-2214	うるま市安慶名三丁目4番23号	098-972-7220	○			
47	生活介護事業所 koa	904-2242	うるま市高江洲711番地1	098-989-1226				
48	グループホームしせいかい	904-2222	うるま市上江洲694番地1	098-974-6000				
49	就労継続支援B型事業所 サマンの木	904-2235	うるま市前原411番地4	098-989-5812				
50	生活介護事業所 kokua	904-2244	うるま市江洲677番地1	098-987-8703				
51	短期入所事業所 kokua	904-2244	うるま市江洲677番地1	098-987-8703				
52	就労サポートセンター ASUNARO	904-1101	うるま市石川東山本町2-5-31 イーストビュー東山201号室	098-923-4188				
53	ゆうゆう	904-2221	うるま市平良川116番地	098-974-5777				
54	訪問介護あやかいの城	904-2244	うるま市江洲392番地101号室	098-974-3241	○			
55	くちぶえ	904-2222	うるま市上江洲162番地3	098-974-3239				
56	就労継続支援 ホープうるま	904-2311	うるま市勝連南風原4175	098-988-7838				
57	訪問介護ステーション志	904-2314	うるま市勝連平敷屋387番地1F	098-978-0556	○			
58	マイフレンド	904-2205	うるま市栄野比714番地6	098-923-3567				
59	就労継続支援B型事業所 ゆらら	904-1106	うるま市石川二丁目10番21号	098-923-2799				
60	FunVillage	904-2223	うるま市具志川1924-1	098-979-6780				
61	就労継続支援B型事業所 心結	904-2213	うるま市田場1110番地1 ブランドール1階	098-988-7008				
62	うるまチャレンジド	904-2303	うるま市与那城112番地	098-978-9355				
63	障がい者就労支援B型事業所 MKくりえいと	904-2245	うるま市赤道6-2 ソピアE棟101	098-987-8917				
64	ニチイケアセンターうるま	904-2243	うるま市宮里201-6 又吉アパート102	098-979-2828	○			
65	Owl	904-2425	うるま市与那城桃原135-4	098-800-2087				
66	デイサービスセンター煌（きらり）	904-2223	うるま市具志川12436	098-989-8592				
67	志意茶	904-2213	うるま市田場46番地 LaLuce103	098-973-0212	○			
68	funラボ	904-2213	うるま市田場1105番地9	098-974-6080				
69	チャレンジド・ファームおきなわ	904-1106	うるま市石川一丁目52-31 隆盛ビル1F	098-988-5644				
70	生活訓練事業所 GranAmor	904-1106	うるま市石川1411番地	098-989-3377				
71	就労支援センターアップ	904-2225	うるま市字喜屋武280番地2 コーポラス88 101号室	098-988-7963				
72	生活介護事業所 an's	904-2244	うるま市江洲460番地4 1階	098-989-1614				
73	ひいらぎ	904-2235	うるま市前原260-1 アイリーハウス1F	080-6482-5642				
74	就労支援事業所 ふどうの木	904-2211	うるま市宇堅572番地	098-989-4000				
75	自立生活援助事業所 しせいかい	904-2222	うるま市上江洲665番地 平和病院内	098-973-2000				
76	福祉支援ちゅら うるま	904-2221	うるま市平良川148-2	098-979-3132				
77	スーパーチャレンジセンターミライ いしかわ	904-1106	うるま市石川1丁目52-26	098-975-8195				
78	ヘルパーステーションケアフィット	904-2241	うるま市兼箇段1673番地の2	098-989-1788	○			

用																		その他	
行動援護	施設入所支援	児童発達支援	自立訓練（生活訓練）	自立生活援助	(一般型)就労移行支援	(A型)就労継続支援	(B型)就労継続支援	重度訪問介護	宿泊型自立訓練	相談支援	障害児生活介護	短期入所	地域定着支援	同行援護	訪問支援	保育所等	放課後等デイサービス	療養介護	
○																			
								○											
								○											
								○											
								○											
								○											
								○											
									○										
									○										
									○										
										○									
										○									
										○									
											○								
											○								
											○								
											○								
											○								
											○								
											○								
												○							
												○							
												○							
												○							
												○							
												○							
												○							
													○						
													○						
													○						
													○						
													○						
													○						
													○						
													○						
														○					
														○					
														○					
															○				
															○				
																○			
																	○		
																		○	
																			○

NO	事業所一名称	郵便番号	住所	電話番号	居宅介護	児童居宅訪問支援	共同生活援助	計画相談支援
79	福祉支援ちゅら えのび	904-2205	うるま市栄野比805-1 ロイヤルヒルズ具志川1階 101	098-982-4657				
80	居宅介護事業所だいじょうぶよ~ うるま事業所	904-2215	うるま市みどり町5丁目3番地1	098-989-4860	○			
81	ツクリバうるま	904-2311	うるま市勝連南風原4612-1	098-987-8503				
82	WAN STYLE JOB (ワンスタイルジョブ)	904-2224	うるま市大田276-8	098-989-1715				
83	訪問介護あろは江洲	904-2244	うるま市江洲38-7 オアシス江洲1階	098-989-7382	○			
84	LIFE DESIGN MARKETING	904-2241	うるま市兼箇段1656-19-2階	098-988-7977				
85	生活介護事業所クローバーラビット	904-1102	うるま市石川東山一丁目7番地1	098-989-1725				
86	Challenged School	904-2203	うるま市川崎547番地2	098-953-0921				
87	ゆがふ通所介護事業所	904-2202	うるま市天願1508番地1	098-972-7780				
88	縁人 うるま事業所	904-2215	うるま市みどり町5-11-20 2階	098-989-1490				
89	サポートセンターすみれ組	904-2215	うるま市みどり町6-8-2	098-989-9884				
90	就労移行ITスクールおきなわ つるまシティプラザ	904-2244	うるま市字江洲507番地 うるまシティプラザ2階	098-989-7787				
91	デイサービスあや	904-2301	うるま市与那城照間909番地10	098-979-7706				
92	訪問介護TREEうるま	904-2214	うるま市安慶名二丁目5番25号	098-989-3650	○			
93	ONEGAME 沖縄うるま	904-2215	うるま市みどり町4-17-16 1F	098-988-5603				
94	ハイサイ	904-2213	うるま市田場1361番地	090-8292-0889				
95	生活介護 サポートプラスあげな	904-2215	うるま市みどり町5丁目27番3号	098-972-2020				
96	はじまり	904-2235	うるま市前原228-1	098-989-1547				
97	らふわく	904-2213	うるま市田場1641-1	098-923-0697				
98	訪問介護事業所 シアノス	904-2312	うるま市勝連平安名2673番地 ナントカマンション102	098-987-8702	○			
99	KOKOROIKI	904-2242	うるま市高江洲1001番地6	098-979-5005				
100	LIFE DESIGN WELLBE うるまシティプラザ	904-2244	うるま市江洲507番地 うるまシティプラザ2階	098-988-5883				
101	One+	904-2235	うるま市前原385番地11 NEOZONEレクサスJG1階	098-988-5233				
102	あすかホーム	904-1102	うるま市石川東山1-5-1	098-965-0885		○		
103	ステップホーム	904-2205	うるま市字栄野比939	098-972-4345		○		
104	グループホーム しせいかい	904-2222	うるま市上江洲460	098-974-6000		○		
105	居住支援事業所 花かご	904-1101	うるま市石川東山本町1-20-1	098-964-2286		○		
106	居住支援事業所 風	904-1101	うるま市石川東山本町1-20-2	098-964-2286		○		
107	社会福祉法人 大樹会 グループホーム くわの実	904-2245	うるま市赤道261番地16	098-974-3288		○		
108	メルシーハイツ	904-1111	うるま市石川東恩納1175-4	098-989-6606		○		
109	おおばこ	904-2213	うるま市田場767番地-1	098-973-0212		○		
110	エンジェルホーム石川	904-1111	うるま市石川東恩納949番地5	098-800-2250		○		
111	居住支援事業所 きさん ぼこ・あ・ぼこホーム	904-1101	うるま市石川東山本町2-12-15	098-964-2286		○		
112	障がい者グループホーム MKくりえいと	904-2311	うるま市勝連南風原4415番地1	098-987-8917		○		
113	共同生活援助happiness 上江洲	904-2222	うるま市上江洲928-4 201号・302号	080-4073-5965		○		
114	グループホーム三つ葉	904-2242	うるま市高江洲991番地1の7	080-4273-7008		○		
115	共同生活援助グループホームありんこ	904-2211	うるま市宇堅572番地	098-989-4001		○		
116	フレンドリー石川東恩納	904-1111	うるま市石川東恩納42-1	080-8367-9345		○		

NO	事業所一名称	郵便番号	住所	電話番号	居宅介護	居宅訪問支援型	共同生活援助	計画相談支援
117	SMILE兼箇段	904-2311	うるま市勝連南風原1188-4	098-989-9233			○	
118	GH GranAmor	904-1106	うるま市石川二丁目15番15号	098-989-3377			○	
119	CORAL HOME	904-2231	うるま市塙屋363番地10	050-8887-8771			○	
120	グループホーム オハイアリイ	904-2213	うるま市田場162番7	090-3792-9297			○	
121	うるま市地域生活支援センター あいあい	904-2214	うるま市安慶名488番地	098-973-5459			○	
122	指定相談支援事業所なごみ	904-2205	うるま市栄野比939番地	098-972-6029			○	
123	相談支援センター石川学院	904-1101	うるま市石川東山本町2-12-15	098-964-2286			○	
124	相談支援センターハルモニア	904-2226	うるま市仲嶺530番地34 仲嶺ハイB-13	098-973-0502			○	
125	障がい者相談支援事業所「南天」	904-1106	うるま市石川3259番地の296	098-965-0885			○	
126	サポートセンター・アジュテ	904-1102	うるま市石川東山1-7-15	098-975-6353			○	
127	相談支援事業所 せいかい	904-2222	うるま市上江洲665番地	098-973-2000			○	
128	相談支援事業所 サマンの木	904-2235	うるま市前原411番地4 サマンの木	098-989-5812			○	
129	ケアサポート 陽だまり	904-2204	うるま市西原416番地5	098-988-7358			○	
130	発達キッズ専門 相談訪問支援 にぬふあー星	904-1103	うるま市石川赤崎2丁目20-1	090-9789-3207			○	
131	相談支援事業所 美々灘	904-2204	うるま市西原199番地12	098-962-2026			○	
132	支援センター Shaft	904-2215	うるま市みどり町五丁目3番1号	098-975-8006			○	
133	Art Compass	904-2201	うるま市昆布1282番地10 2F	098-972-5080			○	
134	相談支援事業所 Amor	904-1106	うるま市石川411番	098-989-3377			○	
135	特定相談支援事業所 つながり	904-2213	うるま市田場52番地2	098-975-6181			○	
136	相談支援事業所 すみれ	904-2426	うるま市与那城平安座505番地103号室	090-2462-2905			○	
137	ユンタクうるま	904-2214	うるま市安慶名1-2-14 コーポYONAHAI 203	050-5364-0502			○	
138	相談支援事業所 Ocean	904-2241	うるま市兼箇段1065-1番地 B	070-3801-6017			○	
139	相談支援事業所 チームライフ	904-1106	うるま市石川1838番地7	080-7263-9908			○	
140	相談支援事業所 はじまり	904-2235	うるま市前原228-1	070-1437-4678			○	
141	エコルド沖縄うるま教室	904-2205	うるま市栄野比794番地12	098-923-1906				
142	ボノボノランド	904-2205	うるま市栄野比173番地	098-923-4541				
143	児童デイサービス：くるみ	904-2244	うるま市江洲49番地5	098-989-5359				
144	障がい児・者在宅支援センターわーい きらら事業所	904-2245	うるま市赤道171-7	098-973-1701				
145	指定児童デイサービスセンター みどり	904-2205	うるま市字栄野比939	098-972-4317				
146	児童デイサービス リトルスター	904-2203	うるま市川崎471番地1	098-989-8824				
147	サポートセンタースマイルキッズ	904-2232	うるま市川田434番地	098-927-8847				
148	ローゼルこどもDayさぽーと	904-2202	うるま市天願2013番地	098-979-4655				
149	児童デイサービス ぶちたいむ	904-1106	うるま市石川2丁目36番4号	098-963-0312				
150	放課後等デイサービス ライフイズビューティフル	904-1106	うるま市石川1838番地7	098-965-6040				
151	コロニー児童デイサービスうるま	904-2235	うるま市前原308-7	098-973-5681				
152	サポートセンター すまいるきっずかわた	904-2232	うるま市川田437-1	098-989-0608				
153	ローゼルこどもDayさぽーとⅡ	904-2201	うるま市昆布1229-1	098-989-4449				
154	コロニー児童デイサービスきゃん	904-2225	うるま市字喜屋武423	098-973-0420				
155	サポートセンタースマイルキッズしおや	904-2231	うるま市塙屋355	098-989-1166				
156	ローゼルこどもDayさぽーとⅢ	904-2202	うるま市天願2011番地2号 Asakura House	098-989-8283				
157	サポートセンター すまいるきっずまーる	904-2232	うるま市川田267-1	098-923-3598				

NO	事業所一名称	郵便番号	住所	電話番号	居宅介護	居宅訪問型支援	児童発達支援	共同生活援助	計画相談支援
158	ローゼルこどもDayさぽーとV	904-2201	うるま市昆布1231-1	098-989-1515					
159	支援センターはーとらいふ	904-1113	うるま市石川山城1713番地12	098-964-7107					
160	多機能型障害福祉サービス事業所 ライフチャレンジ	904-1106	うるま市石川1838番地10	098-988-5982					
161	このひかり	904-2204	うるま市西原847-1 丸平マンションII 1階	098-974-5533					
162	サポートキッズみどりまち	904-2215	うるま市みどり町五丁目18番4号	098-988-7301					
163	ACE	904-2244	うるま市江洲549-7 1F	098-973-1355					
164	キッズワールドサポート Ocean	904-2301	うるま市与那城照間232番地5 全沖店舗B号室	098-978-3820					
165	キッズサポートアイアイ	904-2213	うるま市田場1114番地2 アン・レーヴ101号、102号	098-989-7434					
166	KID'sサポートスターシップ	904-2202	うるま市天願1401番地1	098-972-4596				○	
167	こどもさぽーとるーむ楽喜	904-2212	うるま市赤野1420番地1	098-989-1572					
168	コペルプラス うるま市役所前教室	904-2215	うるま市みどり町4-2-11 兼城氏店舗1階	098-989-9018					
169	このひかり 赤野校	904-2212	うるま市赤野477-7	098-974-3515					
170	児童発達支援happiness 木のおうち	904-2205	うるま市糸野比755番地2	098-923-4216					
171	ちゃーげんき	904-2231	うるま市塙屋357番地1	098-989-7405					
172	ACE 具志川校	904-2223	うるま市具志川12931番地 1F	098-989-6268					
173	キッズワールドサポート Ocean II	904-2211	うるま市宇堅946番地9	098-989-3733					
174	きっずりはおむすび	904-2312	うるま市勝連平安名3020番地5	098-976-5096		○			
175	児童発達支援 放課後等デイサービス happiness	904-2243	うるま市宮里853-6	098-953-5423					
176	サポートキッズうけんのいえ	904-2211	うるま市字宇堅247番地1	098-989-7244					
177	果実の木	904-2221	うるま市平良川148-1	098-988-7741					
178	穂乃花	904-1106	うるま市石川二丁目9番29号	098-988-7572					
179	発達キッズ専門 相談訪問支援 にぬふあー星	904-1103	うるま市石川赤崎2丁目20-1	098-988-5217					
180	MIRAIうるま	904-2201	うるま市昆布941-1 2F	098-988-7136					
181	おきなわインターナショナルデイサービス うるま塙屋	904-2231	うるま市塙屋354-45	098-979-7446					
182	ちゃーげんき川田	904-2232	うるま市川田190番地4	098-989-9485					
183	ROSELLE CLUB T	904-2231	うるま市塙屋430番地1 1階	098-979-5551					
184	もあな児童デイサービス	904-2203	うるま市字川崎173-1	098-911-1775					
185	デイサービスレイラニ田場	904-2213	うるま市田場1117番地4	098-989-7118					
186	児童サポートこころ	904-2231	うるま市塙屋48番地2	098-989-3726					
187	サポートセンター スマイルキッズ ティーダ	904-2231	うるま市塙屋497-8 YOSHIMOTO HOUSE 2F	098-923-0619					
188	サポートキッズいりばる	904-2204	うるま市西原785番地	098-923-0522					
189	こどもさぽーとるーむ楽喜 あかみち	904-2245	うるま市赤道944番地1	098-989-4016					
190	保育所等訪問支援 Merci	904-2245	うるま市赤道1番地9	098-914-1437					
191	りゅうびきっず	904-2212	うるま市赤野628	098-800-1962					
192	果実の木 高江洲教室	904-2242	うるま市高江洲650番地6	098-989-8155					
193	イーリス	904-2244	うるま市江洲507	098-988-5162					
194	みらいさぽーと moana2	904-2243	うるま市字宮里97番地1	098-953-4459					
195	こども発達支援センターあすいろ	904-2225	うるま市壹屋武384番地3の1 ひだまりひろば2階	098-973-0011					
196	このまなび	904-2243	うるま市宮里920-3	098-989-1990					

NO	事業所一名称	郵便番号	住所	電話番号	居宅介護	児童発達支援	共同生活援助	計画相談支援
197	こどもトレーニングハウス・にじいろバナナ	904-2232	うるま市川田481番地1	090-3223-2487				
198	保育所等訪問事業・にじいろバナナ	904-2232	うるま市川田480番地1	090-3223-2487				
199	MIRAIいりばる	904-2204	うるま市西原573-1	080-9433-3523				
200	こども発達支援 らんらん	904-2213	うるま市田場1748-1	098-989-5870				
201	児童サポートこころII	904-2231	うるま市塙屋41番地1	098-989-3726				
202	おきなわインターナショナルデイサービス うるま赤道	904-2245	うるま市赤道687	098-989-9023				
203	おれんじキッズ&児童デイサービス・ アニマートうるま安慶名	904-2214	うるま市安慶名三丁目24番1号 キャロルガーデン1階101号室	098-989-5068				
204	児童デイサービス ひまわりkidsみどり町	904-2215	うるま市みどり町四丁目10番7号	098-989-8846				
205	発達支援つむぎ 前原ルーム	904-2235	うるま市前原599-1	098-987-8666				
206	果実の木 江洲教室	904-2244	うるま市江洲722-1	098-989-5403				
207	キッズサポートアイアイ 西原教室	904-2204	うるま市西原438番地8	090-9780-0986				
208	障害児通所支援 happiness ulu	904-2232	うるま市川田173-1	080-9694-9836				
209	チャイルドサポートAIAI	904-2221	うるま市字平良川157番地 共栄ビル201	080-6490-7124				
210	レア	904-2244	うるま市江洲2151-16	080-9854-5380				
211	みらいっこ	904-2235	うるま市前原228-1	098-989-1547				
212	パスレル	904-2311	うるま市勝連南風原3188-8	098-979-5206				
213	ROSELLE CLUB R	904-2231	うるま市塙屋430-1.2階	098-989-6122				
214	指定相談支援事業所なごみ	904-2205	うるま市糸野比939番地	098-972-6029				
215	発達キッズ専門 相談訪問支援 にぬふあー星	904-1103	うるま市石川赤崎2丁目20-1	090-9789-3207				
216	相談支援事業所Merci (メルシー)	904-2245	うるま市赤道1番地9	098-914-1437			○	
217	穂乃花 famille	904-1106	うるま市石川二丁目9番29号	098-988-7572				
218	支援センター Shaft	904-2215	うるま市みどり町五丁目3番1号	098-975-8006				
219	相談支援事業所 アイアイ	904-2213	うるま市田場1114番地2 201号	080-6490-7124				
220	相談支援事業所 Amor	904-1106	うるま市石川411番	098-989-3377				
221	相談支援事業所 すみれ	904-2426	うるま市与那城平安座505番地103号室	090-2462-2905				
222	障がい児相談支援事業所 うーまくーコネクト	904-2225	うるま市喜屋武179番地 渡口アパート202号室	098-974-5122				
223	相談支援事業所 チームライフ	904-1106	うるま市石川838番地7	080-7263-9908				
224	療養介護事業所 沖縄南部療育医療センター	902-0064	那霸市寄宮2丁目3番1号	098-832-3283				
225	北嶺学園	903-0804	那霸市首里石嶺町4-439	098-886-2126				
226	障がい者支援施設 那霸学園	902-0061	那霸市字古島6-1	098-862-4747				
227	障害者支援施設更生ソフィア	901-0301	糸満市阿波根1021	098-994-1717				
228	おおぞら寮	901-0301	糸満市字阿波根567	098-994-5134				
229	障害者支援施設 ソフィア	901-0301	糸満市阿波根1029-10	098-994-4454				
230	障害者支援施設 みなみの里	901-0333	糸満市字摩文仁207	098-997-3900				
231	そよかぜ寮	901-0301	糸満市阿波根567	098-994-5134				
232	障害者支援施設 青葉園	901-0213	豊見城市高嶺395番地1	098-851-9507				
233	沖縄療育園	901-2111	浦添市経塚714	098-877-3478				
234	障害者支援施設 沖縄コロニーセンター	904-2126	浦添市宮城4-9-17	098-877-3344				
235	沖縄中央育成園 あおぞら荘	901-1104	島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100				
236	よもぎ学園	901-1104	島尻郡南風原町宮平550	098-889-6011				

障害者支援サービス一覧																		その他
行動援護	施設入所支援	児童発達支援	(生活訓練)	自立訓練	自立生活援助	(一般型) 就労移行支援	(A型) 就労継続支援	(B型) 就労継続支援	重度訪問介護	自立訓練	宿泊型 相談支援	障害児 生活介護	短期入所	地域定着支援	同行援護	訪問支援 保育所等	放課後等 デイサービス	療養介護
		○														○		
																○		
		○														○		
		○														○		
		○														○		
		○														○		
		○														○		
																○	重度心身 心身	重度心身障害児対応
		○																
		○														○	○	
		○														○		
		○														○		
																	○	
		○														○		
		○														○		
		○														○		
		○																○
		○														○		
		○														○		
		○														○		
		○														○		
		○																○
		○														○		
		○																○
		○																
		○																○
		○																

用

関係機関・施設等一覧表



このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます。

NO	事業所－名称	郵便番号	住所	電話番号	居宅介護	児童発達支援	居宅訪問型支援	共同生活援助	計画相談支援
237	沖縄中央育成園 あさひ寮	901-1104	島尻郡南風原町宮平548-1	098-889-4100					
238	障害者支援施設 太希おきなわ	901-0516	島尻郡八重瀬町仲座1038番地1	098-851-7522					
239	あけもどろ学園	901-0512	島尻郡八重瀬町具志頭1427-1	098-998-2500					
240	てだこ学園	901-0512	島尻郡八重瀬町字具志頭1392番地1	098-998-2600					
241	障害者支援施設 つきしろ学園	901-1412	南城市佐敷字新里1948	098-947-1183					
242	障がい者支援施設 鶴生の巣	901-1203	南城市大里字大城1388番1	098-946-7177					
243	仁愛療護園	901-0619	南城市玉城字屋嘉部200	098-948-1815					
244	障がい者支援施設 玉川園	901-0616	南城市玉城前川1665	098-948-1852					
245	障害者支援施設 愛泉園	903-0115	中頭郡西原町字池田625	098-945-5181					
246	療養介護事業所 沖縄中部療育医療センター	904-2173	沖縄市比屋根5-2-17	098-932-6077					○
247	コロニーワークショップ沖縄	904-2143	沖縄市知花6-34-3	098-938-5222					
248	ゆいの郷	904-2166	沖縄市古謝津嘉山町14番14号	098-938-7000					
249	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	901-2214	宜野湾市我如古3-20-14	098-898-2121					
250	指定障害者支援施設 都屋の里	904-0305	中頭郡読谷村字都屋167-4	098-956-1150					
251	高志保園	904-0323	中頭郡読谷村字高志保1047-1	098-958-4483					
252	指定障害者支援施設 沖縄中央療護園	901-2303	中頭郡北中城村字仲順544-1	098-935-1000					
253	障害者支援施設 グリーンホーム	901-2422	中頭郡中城村新垣1583	098-895-3999					
254	名護療育医療センター	905-0006	名護市字宇茂佐1765	0980-52-0957					
255	指定障害者支援施設 里	905-0005	名護市字為又1015番地1	0980-52-3377					
256	指定障害者支援施設 郷	905-0005	名護市字為又1015番地1	0980-52-5577					
257	指定障害者支援施設 睦	905-0005	名護市字為又1015番地1	0980-52-2080					
258	障害者支援施設 かふう	905-0006	名護市字宇茂佐232番地1	0980-43-0057					
259	障害者支援施設 本部海陽園	905-0213	国頭郡本部町谷茶268番地	0980-47-2622					
260	障害者支援施設 一心療護園	905-1318	国頭郡大宜味村津波1971番地761	0980-44-2234					
261	障害者支援施設 えすの里	905-1318	国頭郡大宜味村津波1971-763	0980-44-2112					
262	障がい者支援施設 安住の郷	904-0402	国頭郡恩納村字安富祖771-4	098-967-7007					
263	独立行政法人 国立病院機構 琉球病院	904-1201	国頭郡金武町字金武7958-1	098-968-2133					
264	障害者支援施設 松原園	904-1201	国頭郡金武町金武4231	098-968-3961					
265	指定障害者支援施設 青潮園	906-0013	宮古島市平良字下里2632-1	0980-72-7795					
266	ふれあいの里	906-0006	宮古島市平良字西仲宗根1327-1	0980-73-5305					
267	あけぼの学園	906-0006	宮古島市平良字西仲宗根745-5	0980-72-1660					
268	あけぼの学園	906-0006	宮古島市平良字西仲宗根745-23	0980-72-3858					○
269	指定障害者支援施設 おもと学園	907-0022	石垣市字大川581	0980-82-5035					
270	障害者支援施設 ハーモニー	907-0001	石垣市字大浜1349-79	0980-82-0202					





うるま市

障がい福祉ガイドブック

令和7年3月発行

本冊子に掲載の情報は令和7年3月現在の情報を掲載しているため、情報は変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

発 行

うるま市

〒904-2292
沖縄県うるま市みどり町一丁目1-1
TEL: 098-974-3111(代表)

制 作

株式会社Compass

〒904-2205
沖縄県うるま市字栄野比297番地 1F
TEL: 098-972-5083

※内容を無断で複写・転載することは固く禁じます。